

資料編



資料 1 茨城県環境基本計画(前計画)の点検結果

点検結果	変更点及び必要な取組
<p>1. 現計画の構成・内容について</p> <p>①「第2章 基本目標 第1節 環境の将来像」について</p> <p>上位計画にあたる『茨城県総合計画(改定)いきいきいばらき生活大県プラン』に示されている環境に関する将来像を、新しい環境基本計画の将来像とする。</p> <p>②「第2章 基本目標 第2節 基本目標」について</p> <p>国の『21世紀環境立国戦略』では、持続可能な社会を実現するため、「低炭素社会」、「循環型社会」、「自然共生社会」の構築が必要とされていることから、前計画の3つの基本目標について見直す必要がある。</p> <p>【前計画の目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境への負荷の少ない循環を基調とする地域社会の構築 ・ 恵み豊かな自然との共生と快適な環境の創出 ・ すべての主体が参画する新たな社会の創造 <p>③「地域編」について</p> <p>『茨城県総合計画(改定)いきいきいばらき生活大県プラン』では、県土を「県北山間」、「県北臨海」、「県央」、「鹿行」、「県南」、「県西」の6つの地区に区分しているが、環境基本計画が目指す環境の将来像や基本目標、環境保全対策に大きな地域差は生じていないことから、地域編のあり方について検討する必要がある。</p> <p>④「いばらきエコ・プロジェクト」の見直し</p> <p>「いばらきエコ・プロジェクト」については、近年の社会経済情勢や県の各種計画等の施策を踏まえた内容に見直す必要がある。</p> <p>⑤環境基本計画と各種個別計画との関係の明確化</p> <p>環境基本計画は、あらゆる環境に関する計画の上位計画にあることから、それらとの関係を明確にし、環境基本計画の目指す将来像の実現に向けて、一体となって推進する必要がある。</p> <p>⑥「環境保全に関するアンケート調査結果」の反映</p> <p>県民や事業所に対して行ったアンケート結果を、十分に反映した内容とする必要がある。</p> <p>⑦「第3章 第2項 個別施策の展開」について</p> <p>国の第四次環境基本計画や先に発生した東日本大震災の影響を踏まえ、新たな個別施策を盛り込む必要がある。 法に基づき策定する「生物多様性地域戦略」や「いばらき環境学習プラン」を統合し、新たに盛り込む必要がある。</p>	<p>●将来像</p> <p>『豊かな自然を守り、環境と調和した生活を送ることができる県』</p> <p>●現行計画の3つの基本目標に「低炭素社会の構築」を加えた基本目標を設定</p> <p>〔 低炭素社会の実現 循環型地域社会の構築 自然と共生する社会の創出 みんなが参画する持続可能な社会の実現 〕</p> <p>●「地域編」を廃止</p> <p>●「いばらきエコ・プロジェクト」のテーマや内容、プロジェクトを推進するためのシナリオの見直し</p> <p>●「第4章 計画の推進」の中に「第3節 環境基本計画と各種個別計画との関係」を追記</p> <p>●「資料編」に「資料2 環境保全に関するアンケート調査結果」を追記するとともに、調査結果を施策に反映</p> <p>●「2-5 放射性物質による環境汚染対策」や「8-2 グリーン・イノベーションの推進」等を第2項の各節の内容に追記</p>

点検結果	変更点及び必要な取組																												
<p>2. 環境基本計画の施策体系</p> <p>(1) 地球環境保全対策の推進</p> <p>①地球温暖化の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域や家庭における地球温暖化対策の普及啓発を行う地球温暖化防止活動推進員を育成。また、節電の取組を表彰等するエコチャレンジ事業や県民や事業者の参加によるエコドライブ実体験セミナーの実施。他にも、中小企業を対象に省エネルギー・再生可能エネルギー施設設置等に係る資金融資や利子補給、エネルギー診断事業等を行い温暖化対策の取組を推進。 二酸化炭素の吸収源対策として、従来の造林事業に加えて、森林湖沼環境税を活用した間伐等による森林整備を実施。 <table border="1" data-bbox="244 728 991 831"> <thead> <tr> <th>(単位：万 t-CO₂)</th> <th>H16</th> <th>H18</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温室効果ガス 排出量</td> <td>4,870.3</td> <td>5,083.9</td> <td>5,064.0</td> <td>4,934.4</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>温室効果ガス排出量は、横這い傾向 【目標：H32年度までに、4,601.4～4,264.9万 t-CO₂ (H2年度比▲8.5%～▲15.2%)】</p> </div> <p>②オゾン層保護の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> フロン類回収業者等に対し立入調査を実施し、法に基づく行程管理制度を周知・徹底。 <table border="1" data-bbox="244 1196 991 1352"> <thead> <tr> <th colspan="2">(単位：ppb)</th> <th>H15</th> <th>H19</th> <th>H23</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">大気環境中 フロン 環境濃度</td> <td>CFC-11</td> <td>0.27</td> <td>0.21</td> <td>0.26</td> </tr> <tr> <td>CFC-12</td> <td>0.63</td> <td>0.56</td> <td>0.52</td> </tr> <tr> <td>CFC-113</td> <td>0.086</td> <td>0.083</td> <td>0.084</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>フロン環境濃度は、H15年度以降概ね横這い傾向</p> </div>	(単位：万 t-CO ₂)	H16	H18	H20	H21	温室効果ガス 排出量	4,870.3	5,083.9	5,064.0	4,934.4	(単位：ppb)		H15	H19	H23	大気環境中 フロン 環境濃度	CFC-11	0.27	0.21	0.26	CFC-12	0.63	0.56	0.52	CFC-113	0.086	0.083	0.084	<ul style="list-style-type: none"> ●県民，事業者，NPO，団体，市町村など，様々な主体の取組との連携・協働を図り，県民総ぐるみの対策の推進が必要。特に本県の排出量の7割を占める産業部門の取組を促進することが必要。 ●緊急に間伐を必要とする森林の解消に向けて，森林環境保全直接支援事業等の事業量を確保するとともに，事業の継続が必要。 ●フロン類が使用されている機器の所有者や解体業者等への行程管理制度のさらなる周知徹底が必要。 <p>⇒前計画のこの項で取り上げたフロン対策は地球温暖化，酸性雨は大気環境の施策として位置付，それに伴い指標もそれぞれの項に移行。</p> <p>⇒県の総合計画において，「再生可能エネルギーの導入促進」が低炭素社会の実現に向けた取組として位置付けられたことから新たに「1-2 再生可能エネルギーの利用と導入促進」を追記。</p>
(単位：万 t-CO ₂)	H16	H18	H20	H21																									
温室効果ガス 排出量	4,870.3	5,083.9	5,064.0	4,934.4																									
(単位：ppb)		H15	H19	H23																									
大気環境中 フロン 環境濃度	CFC-11	0.27	0.21	0.26																									
	CFC-12	0.63	0.56	0.52																									
	CFC-113	0.086	0.083	0.084																									
<p>(2) 地域環境保全対策の推進</p> <p>①大気環境の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> 大気汚染の環境基準の達成に向け，監視観測体制を徹底。 工場・事業場等の固定発生源や自動車等の移動発生源の特性に応じた対策を実施。有害化学物質対策を推進。 悪臭対策について，「悪臭規制法」「県生活環境の保全等に関する条例」に基づき，地域指定を積極的に推進し，工場・事業場への規制を徹底。 <p>◆大気汚染に係る環境基準達成率の推移</p> <p>→ 大気環境基準については，光化学オキシダントを除き，二酸化硫黄，二酸化窒素，一酸化炭素，浮遊粒子状物質は全測定局で達成 【目標：100%】</p> <p>◆有害大気汚染に係る環境基準達成率の推移</p> <p>→ H15年度以降，ベンゼン，トリクロロエチレン，テトラクロロエチレン及びジクロロメタンは全地域で環境基準を達成 【目標：100%を維持】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●H22年度に全国の環境基準達成率が0%であった光化学オキシダントは，広域的な大気汚染として全国的な課題となっているため，対策の検討が必要。 ●H21年9月に環境基準が設定された微粒子状物質(PM2.5)について，これまでの研究成果から環境基準を達成できないおそれがあり，今後の調査等対応が必要。 																												

点検結果	変更点及び必要な取組																																																						
<p>②水環境の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> 水質測定計画に基づき、河川、湖沼、海域など公共用水域や地下水の水質の監視体制を充実。水質汚濁の状況を踏まえ、環境基準の見直しや検査項目の追加等を検討。 <p>◆公共用水域に係る環境基準達成率(%)の推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>(単位：%)</th> <th>H15</th> <th>H19</th> <th>H23</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>河川(環境基準点：BOD)</td> <td>70.5</td> <td>75.0</td> <td>78.4</td> </tr> <tr> <td>海域(環境基準点：COD)</td> <td>90.9</td> <td>81.8</td> <td>72.7</td> </tr> <tr> <td>湖沼(環境基準点：COD)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>河川、海域及び湖沼(健康項目)</td> <td>100</td> <td>99.2</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table> <p>→ 河川のBODの達成率は改善傾向、海域のCODの達成率は震災の影響が顕著なH23年度を除き横ばいで推移、湖沼のCODの達成率は0%で推移 【目標：H27年度までに、河川環境基準点(BOD)＝88.6%、健康項目＝100%】</p> <p>③土壌・地盤環境の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> 地盤沈下を防止するため、地下水揚水機設置者に対し、「県生活環境の保全等に関する条例」「県地下水採取の適正化に関する条例」に基づく規制を実施。 地下水利用事業者に対し、工業用水の利用等代替水利用を促進。 「関東平野北部地盤沈下防止等対策要綱」に基づく、保全地域や観測地域における地域の実情に応じた総合的な地盤沈下対策を推進。 <p>◆地盤沈下(2cm以上)面積の推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>(単位：km²)</th> <th>H15</th> <th>H19</th> <th>H22</th> <th>H23</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地盤沈下面積(2cm以上沈下)</td> <td>0</td> <td>4.53</td> <td>2.28</td> <td>305.41</td> </tr> </tbody> </table> <p>→ 震災の影響が顕著なH23年度の測量結果を除き、年間2cm以上沈下する地域は減少傾向</p> <p>④化学物質の環境リスク対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境リスクの低減を目指し、化学物質の環境への排出量・移動量の実態を把握。化学物質の取扱者に対して適切な使用・管理を指導徹底するなど、総合的なリスク対策を推進。 ダイオキシン類や環境ホルモンについて、「県化学物質適正管理指針」や「化学物質排出把握管理促進法」、「ダイオキシン類対策特別措置法」などの法令等に基づき、事業者による化学物質の環境への排出削減やダイオキシン類発生源焼却施設の改善整備、民間事業者に対する検査・指導を推進。 <p>◆ダイオキシン類の環境基準達成率(%)の推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>(単位：%)</th> <th>H15</th> <th>H19</th> <th>H23</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大気(測定地点)</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>土壌(測定地点)</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>公共用水域水質(測定基準点)</td> <td>100</td> <td>95.5</td> <td>95.3</td> </tr> <tr> <td>公共用水域底質(測定基準点)</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>地下水(測定地点)</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table> <p>→ 大気、土壌、公共用水域底質及び地下水については基準を達成 公共用水域水質についてはH23年度に2地点で基準未達成 【目標：100%】</p>	(単位：%)	H15	H19	H23	河川(環境基準点：BOD)	70.5	75.0	78.4	海域(環境基準点：COD)	90.9	81.8	72.7	湖沼(環境基準点：COD)	0	0	0	河川、海域及び湖沼(健康項目)	100	99.2	100	(単位：km ²)	H15	H19	H22	H23	地盤沈下面積(2cm以上沈下)	0	4.53	2.28	305.41	(単位：%)	H15	H19	H23	大気(測定地点)	100	100	100	土壌(測定地点)	100	100	100	公共用水域水質(測定基準点)	100	95.5	95.3	公共用水域底質(測定基準点)	100	100	100	地下水(測定地点)	100	100	100	<p>●各湖沼において水質保全計画を策定し、一定の効果は得られているが、環境基準の達成に至った湖沼は無いことから、今後も引き続き生活排水の処理状況、工場等の排水基準の遵守状況、水温・降雨量等の自然条件などを把握し監視することが必要。</p> <p>⇒健康項目の指標は「2-4 化学物質の環境リスク対策」に移行。</p> <p>●地下水採取規制、地下水の代替水の供給事業等の地盤沈下対策の一層の推進が必要。</p> <p>●化学物質の排出量等は全国上位に位置するため、事業者への指導等に努め、排出量等を低減していく事が必要。</p> <p>●福島第一原子力発電所の事故に伴い、大量の放射性物質が広範囲に放出され、人の健康や生活に影響を及ぼす可能性への懸念や、国の『第四次環境基本計画』において、放射性物質による環境汚染対策が盛り込まれたことから、新たに取組が必要。</p> <p>⇒東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質に係る対応として、「2-5 放射性物質による環境汚染対策」を追記。</p>
(単位：%)	H15	H19	H23																																																				
河川(環境基準点：BOD)	70.5	75.0	78.4																																																				
海域(環境基準点：COD)	90.9	81.8	72.7																																																				
湖沼(環境基準点：COD)	0	0	0																																																				
河川、海域及び湖沼(健康項目)	100	99.2	100																																																				
(単位：km ²)	H15	H19	H22	H23																																																			
地盤沈下面積(2cm以上沈下)	0	4.53	2.28	305.41																																																			
(単位：%)	H15	H19	H23																																																				
大気(測定地点)	100	100	100																																																				
土壌(測定地点)	100	100	100																																																				
公共用水域水質(測定基準点)	100	95.5	95.3																																																				
公共用水域底質(測定基準点)	100	100	100																																																				
地下水(測定地点)	100	100	100																																																				

点検結果	変更点及び必要な取組																									
<p>(3) 湖沼環境保全対策の推進</p> <p>① 霞ヶ浦の総合的な水質保全対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 「霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画」に基づく湖沼及び流入河川の水質保全対策を推進。 水生植物、水辺地、田畑等が有する自然の浄化機能の保全と活用。 湖沼や流域を一体として捉えた霞ヶ浦の総合的な環境保全に向け流域を管理。 <p>◆ 霞ヶ浦の水質の推移(COD)…H18～22年度全水域平均で8.8mg/Lが、H23年度は8.2mg/Lと低下。</p> <table border="1" data-bbox="252 584 991 741"> <thead> <tr> <th>年平均値(単位:mg/L)</th> <th>H15</th> <th>H19</th> <th>H22</th> <th>H27 目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西浦</td> <td>7.5</td> <td>8.5</td> <td>8.2</td> <td>7.3</td> </tr> <tr> <td>北浦</td> <td>7.7</td> <td>9.5</td> <td>9.1</td> <td>7.6</td> </tr> <tr> <td>常陸利根川</td> <td>7.2</td> <td>8.8</td> <td>9.2</td> <td>7.6</td> </tr> </tbody> </table> <p>→ 基準値と比較して高い濃度で推移</p>	年平均値(単位:mg/L)	H15	H19	H22	H27 目標値	西浦	7.5	8.5	8.2	7.3	北浦	7.7	9.5	9.1	7.6	常陸利根川	7.2	8.8	9.2	7.6	<ul style="list-style-type: none"> ● 西浦・北浦とも、流入河川から高い濃度の窒素やリンの供給が継続。このため、生活排水対策等によりリンの削減と、畜産・農地対策等による窒素の削減の促進が必要。 ● 水質浄化対策を効果的に行うため、河川・湖内の水質データの収集・分析等が必要。 ● 引き続き、生活排水や農地対策など積極的な汚濁負荷の削減が必要。 					
年平均値(単位:mg/L)	H15	H19	H22	H27 目標値																						
西浦	7.5	8.5	8.2	7.3																						
北浦	7.7	9.5	9.1	7.6																						
常陸利根川	7.2	8.8	9.2	7.6																						
<p>(4) 資源循環型廃棄物管理の推進</p> <p>① 発生抑制・リサイクルの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 循環型社会の形成に向けて、廃棄物の発生抑制や減量化により排出される廃棄物を減少させる対策を推進。 廃棄物のリサイクル推進に向け、課題の検討や関係各主体に対し普及啓発を推進。 「ごみ減量化行動計画」「県廃棄物処理計画」に基づく市町村におけるリサイクル推進施策の支援。分別回収や「家電リサイクル法」を普及啓発。 <p>◆ 一般廃棄物</p> <table border="1" data-bbox="240 1160 986 1400"> <thead> <tr> <th></th> <th>H15</th> <th>H19</th> <th>H22</th> <th>H27 目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新ごみ排出量 1人1日当たり(g/人/日)</td> <td>—</td> <td>999</td> <td>946</td> <td>949</td> </tr> <tr> <td>一般廃棄物資源化量(千t)</td> <td>208.0</td> <td>200</td> <td>187</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>一般廃棄物資源化率(%)</td> <td>18.2</td> <td>18.4</td> <td>18.0</td> <td>23.0</td> </tr> <tr> <td>一般廃棄物最終処分量 (千t)</td> <td>149</td> <td>121</td> <td>109</td> <td>94</td> </tr> </tbody> </table> <p>→ 排出量は減少傾向にあるものの、再生利用率はH16以降全国値を下回る</p>		H15	H19	H22	H27 目標値	新ごみ排出量 1人1日当たり(g/人/日)	—	999	946	949	一般廃棄物資源化量(千t)	208.0	200	187	—	一般廃棄物資源化率(%)	18.2	18.4	18.0	23.0	一般廃棄物最終処分量 (千t)	149	121	109	94	<ul style="list-style-type: none"> ● 一般廃棄物については、再生利用率の向上を図るため、市町村における分別回収・再生利用の促進や集団回収を支援するための各種施策の効果的な実施が必要。
	H15	H19	H22	H27 目標値																						
新ごみ排出量 1人1日当たり(g/人/日)	—	999	946	949																						
一般廃棄物資源化量(千t)	208.0	200	187	—																						
一般廃棄物資源化率(%)	18.2	18.4	18.0	23.0																						
一般廃棄物最終処分量 (千t)	149	121	109	94																						
<p>(5) 多様な自然の保全と活用</p> <p>① 生物の多様性の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 「鳥獣保護事業計画」に基づく鳥獣保護区等の設定や野生鳥獣の保護管理を推進。 自然公園や自然環境保全地域などを保全。 希少野生動植物保護指針に基づき開発行為における自然環境への配慮について指導助言。 野生動植物の生息・生育状況の把握や茨城県版レッドデータブックの見直し。 茨城県版レッドデータブックにおける希少な野生動植物の適切な保護、生息・生育環境の保全と創出。 <p>◆ 鳥獣保護区面積の推移</p> <table border="1" data-bbox="304 1899 991 2018"> <thead> <tr> <th></th> <th>H15</th> <th>H19</th> <th>H23</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>面積 (ha)</td> <td>60,255</td> <td>61,187</td> <td>60,499</td> </tr> <tr> <td>箇所数 (箇所)</td> <td>76</td> <td>81</td> <td>80</td> </tr> </tbody> </table> <p>→ 鳥獣保護区面積は、やや減少傾向</p>		H15	H19	H23	面積 (ha)	60,255	61,187	60,499	箇所数 (箇所)	76	81	80	<ul style="list-style-type: none"> ● イノシシなど一部の野生鳥獣やアライグマなど外来生物による生態系や農林水産業等への被害が深刻化しており、総合的な鳥獣保護管理が必要。 ● 希少野生動植物の保全のために、県内の生育・生息状況や絶滅のおそれのある種を的確に把握するとともに、希少野生動植物のおかれている現状と保護の大切さについて県民への普及啓発が必要。 ● 生物多様性基本法の施行等、生物多様性の保全に係る社会的要請が拡大し、一層の取組が必要。 													
	H15	H19	H23																							
面積 (ha)	60,255	61,187	60,499																							
箇所数 (箇所)	76	81	80																							

点検結果	変更点及び必要な取組																						
<p>(6) 快適で住みよい環境の保全と創出</p> <p>① 都市地域の緑の保全と快適な生活環境の創出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・斜面林、社寺林等の身近で良好な緑について、風致地区や緑地保全地区を指定。また、都市公園を整備するなど都市地域の緑の拠点を整備。 ・公共施設や道路敷地内緑化の促進により、都市における緑を創出し、緑のネットワークづくりを推進。 <p>◆都市公園面積</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">(単位：㎡/人)</th> <th>H15</th> <th>H19</th> <th>H22</th> <th>H23</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都市公園面積</td> <td>1人当たり</td> <td>7.96</td> <td>8.32</td> <td>8.72</td> <td>8.82</td> </tr> </tbody> </table> <p>→ 順調に増加</p>	(単位：㎡/人)		H15	H19	H22	H23	都市公園面積	1人当たり	7.96	8.32	8.72	8.82	<ul style="list-style-type: none"> ●都市公園面積1人当たりについては、順調に増加しているものの、H23年度末現在8.8㎡/人であり、全国平均(都道府県計)9.9㎡/人と比較すると少なく、全国37位と下位になっているため、さらなる取組が必要。 <p>⇒大震災や近年多発している異常気象による自然災害への対応として、「6-3 自然災害への対応」を追記。</p>										
(単位：㎡/人)		H15	H19	H22	H23																		
都市公園面積	1人当たり	7.96	8.32	8.72	8.82																		
<p>(7) パートナーシップによる環境保全活動の推進</p> <p>① 環境教育・環境学習等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもから大人までのライフステージに応じた環境教育・環境学習を推進するため、幅広い年齢層を対象に事業を実施。 ・エコカレッジについては、座学型の講座「体験コース」に加え、インターネットを活用した通信講座「導入コース」をH23年度に開講。 ・環境アドバイザー派遣制度については、派遣要請の多い分野のアドバイザーを増員するなどして、制度の活用を促進。 <p>◆エコカレッジ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">(単位：人)</th> <th>H15</th> <th>H19</th> <th>H23</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>エコカレッジ修了者(累計)</td> <td></td> <td>402</td> <td>641</td> <td>920</td> </tr> </tbody> </table> <p>→ エコカレッジ受講者数は順調に増加 【目標：H23～27年度までの5年間で エコカレッジ修了者を1,000人上積みする】</p> <p>◆こどもエコクラブ</p> <p>H22年度の国事業仕分けにより、国は「こどもエコクラブ」の運営に対する金銭的支援をとりやめたことから、県でも十分な支援が困難。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H15</th> <th>H19</th> <th>H23</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>クラブ数(クラブ)</td> <td>105</td> <td>93</td> <td>87</td> </tr> <tr> <td>会員数(人)</td> <td>2,280</td> <td>3,611</td> <td>3,958</td> </tr> </tbody> </table> <p>→ 児童数の減少に比して会員数は概ね良好に推移 クラブ数はやや悪化</p>	(単位：人)		H15	H19	H23	エコカレッジ修了者(累計)		402	641	920		H15	H19	H23	クラブ数(クラブ)	105	93	87	会員数(人)	2,280	3,611	3,958	<ul style="list-style-type: none"> ●環境問題を解決していくためには、自然の素晴らしさや大切さを認識することが重要だとして、次世代を担う子ども達を対象に、自然体験の機会を提供する等改正環境教育促進法に対応した施策を展開することが必要。 ●環境の保全においては、一人ひとりの環境配慮行動を促進することが不可欠なことから、更なる環境教育や意識啓発が必要。 ●施策の柱の見直しと併せて、改正環境教育促進法との整合を図るとともに「いばらき環境学習プラン」(法に基づく行動計画)として位置づける。 <p>⇒改正環境教育促進法を踏まえた施策を盛り込むとともに、環境教育等に係る県の行動計画として位置付ける。</p>
(単位：人)		H15	H19	H23																			
エコカレッジ修了者(累計)		402	641	920																			
	H15	H19	H23																				
クラブ数(クラブ)	105	93	87																				
会員数(人)	2,280	3,611	3,958																				
<p>(8) 環境の保全と創造のための基本的施策の推進</p> <p>① 環境情報の収集・管理・提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様な環境情報の収集、データベース化に努め、情報ネットワーク化を図り、各主体間の相互の情報交流・発信を推進。 ・県民や事業者等に対し、速やかに情報提供を実施。ホームページの情報強化に努め、環境学習・調査研究等への活用を促進。 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">(単位：件)</th> <th>H15</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H23</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県環境ホームページ</td> <td>アクセス件数(年間)</td> <td>55,328</td> <td>75,949</td> <td>60,134</td> <td>956,086</td> </tr> </tbody> </table> <p>→ H18年度以降、減少傾向 【目標：100,000件(年間)】</p>	(単位：件)		H15	H18	H19	H23	県環境ホームページ	アクセス件数(年間)	55,328	75,949	60,134	956,086	<ul style="list-style-type: none"> ●より多くの県民・事業者等に環境に係る情報を提供できるよう、ホームページやメールマガジンの内容の充実を図ることが必要。 <p>⇒トップページ閲覧数のみだった指標をH23年度は訪問数のカウントに修正。</p>										
(単位：件)		H15	H18	H19	H23																		
県環境ホームページ	アクセス件数(年間)	55,328	75,949	60,134	956,086																		

点検結果	変更点及び必要な取組
<p>②環境アセスメントの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「環境影響評価法」や「県環境等影響評価条例」に基づき、事業者による環境保全対策を適切に指導。 <p>③総合的な環境保全対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民に対し、公害審査会に係る紛争処理の手続き等について制度内容を説明。 	<ul style="list-style-type: none"> ●国の『第四次環境基本計画』においても、「グリーン・イノベーションの推進」が盛り込まれたことから、「いばらき環境ビジネス振興エコ・プロジェクト」の見直しを含めて施策として展開。 <p>⇒グリーン・イノベーションについては、国の第四次環境基本計画や県の総合計画にその内容が盛り込まれたことから本計画においても「8-2 グリーン・イノベーションの推進」を追記。</p>

資料 2 2011年茨城県環境保全に関するアンケート調査結果

第3次計画の策定にあたり、広く県民や事業者の環境に対する意識を把握し、基礎資料とするため、平成23年に環境保全意識調査を実施しました。

県民アンケート

調査概要

● 調査の目的

本調査は、多様化する環境問題に的確に対応し、あらゆる環境に関する施策を総合的・計画的に推進するための基本となる新たな「環境計画」を作成するにあたり、県民の意向を反映させることを目的に、県民の環境に対する意識・関心度・配慮行動などを調査するものです。

● 調査の方法

○ 調査対象

一般県民 3,000名（電話帳から無作為抽出）

○ 調査方式

アンケート調査票の郵送配布，回収

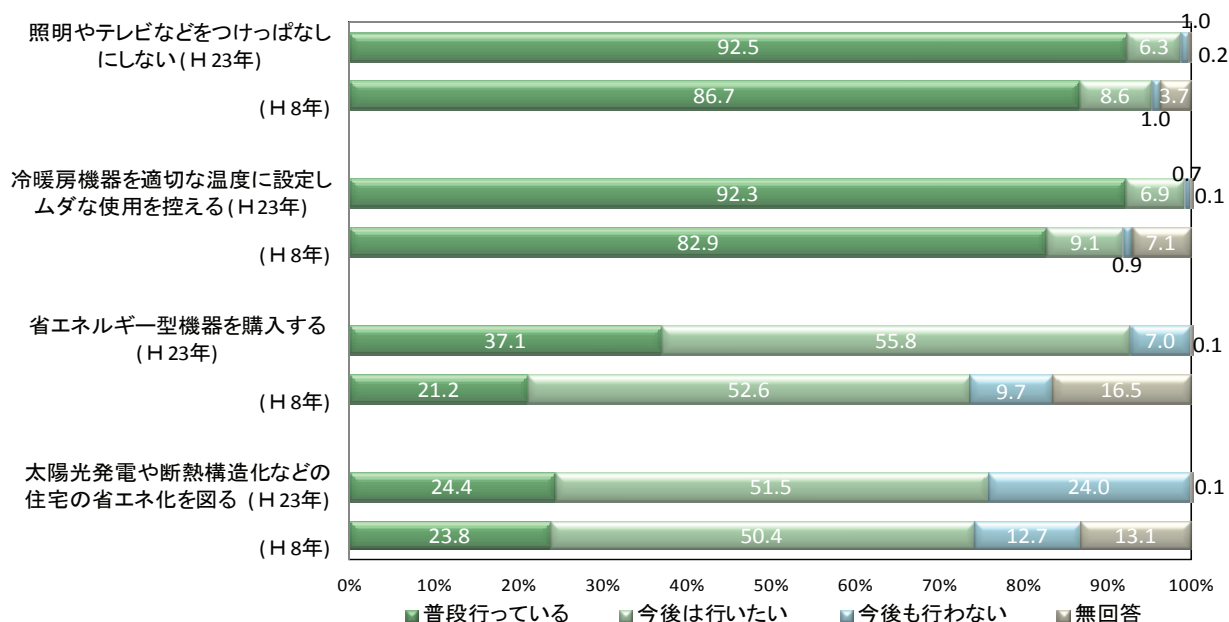
○ 回収状況（有効回答 895件 / ～2012/1/25）

	個人
オリジナルデータ	3,000
対象外（廃業・電番違い，宛先不明，受取拒否）	109
未接触分	205
追加分	0
I/P 済み	948
有効回答率	32.79%

結果概要

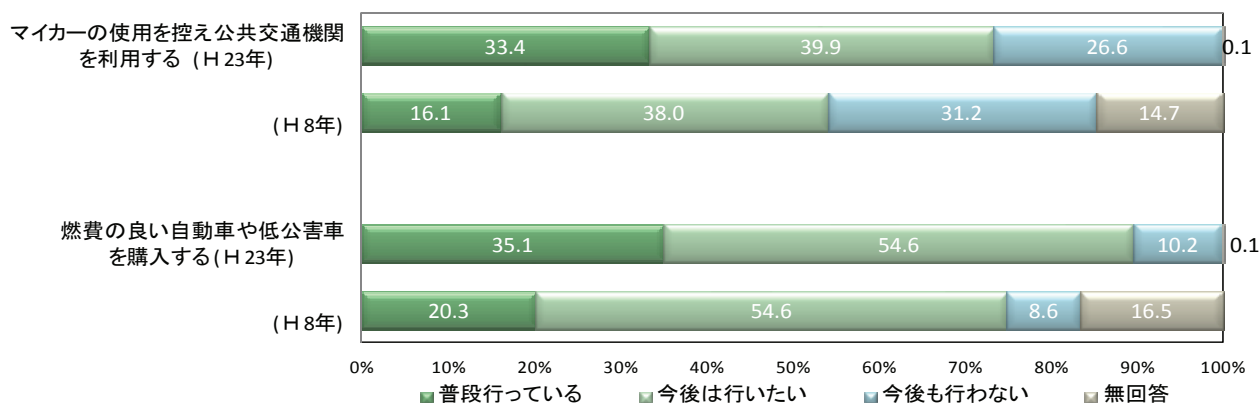
1. 日常実施しているエネルギー節約

今回とH8年を比較すると、【照明やテレビをつけっぱなしにしない】、【冷暖房機器を適切な温度に設定しムダな使用は控える】及び【省エネルギー型機器を購入する】に関しては【普段行っている】が増加しています。



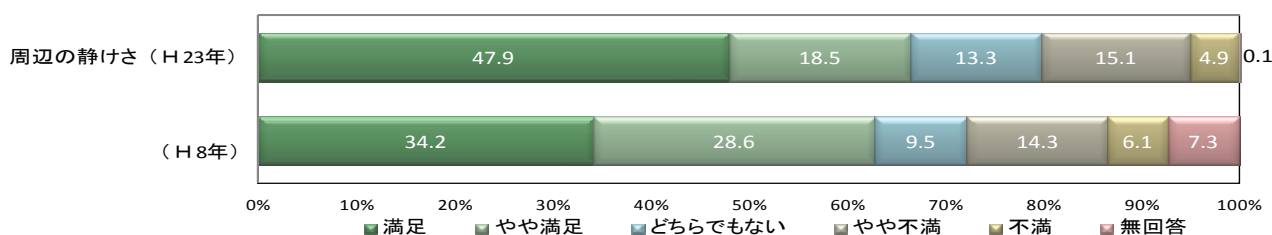
2. マイカーに対する意識

今回とH8年を比較すると、2項目とも【普段行っている】が増加しています。



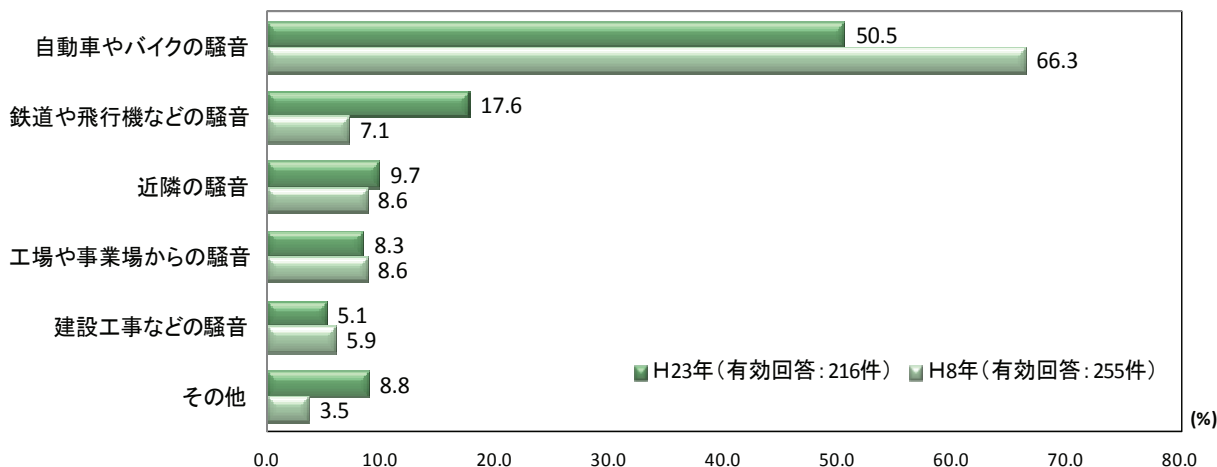
3. 周辺の静けさ

今回とH8年を比較すると、【満足】が増加しており、【やや満足】が減少しています。



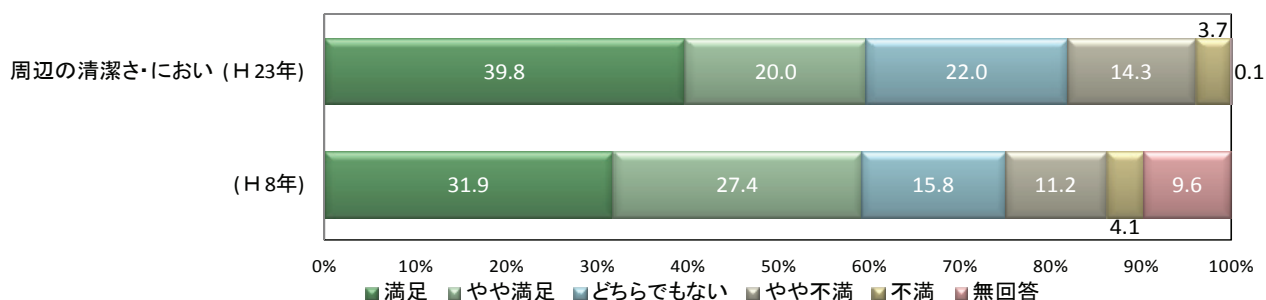
4. 周辺の静けさに対する不満の原因

今回とH8年を比較すると、【鉄道や飛行機などの騒音】が増加し、【自動車やバイクの騒音】が減少しています。



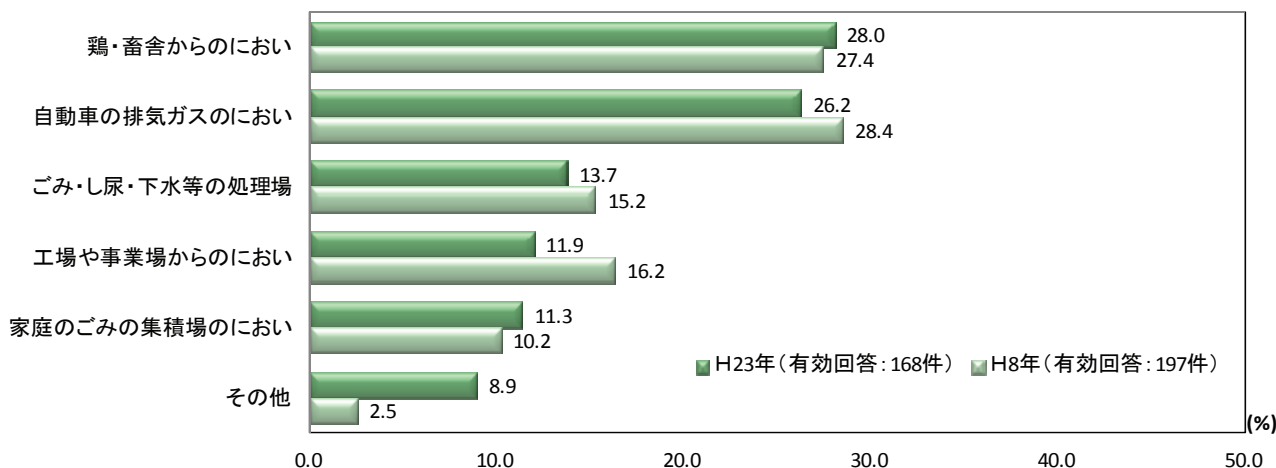
5. 周辺の清潔さ

今回とH8年を比較すると、【満足】と【満足+やや満足の小計】が増加し、【やや満足】が減少しています。



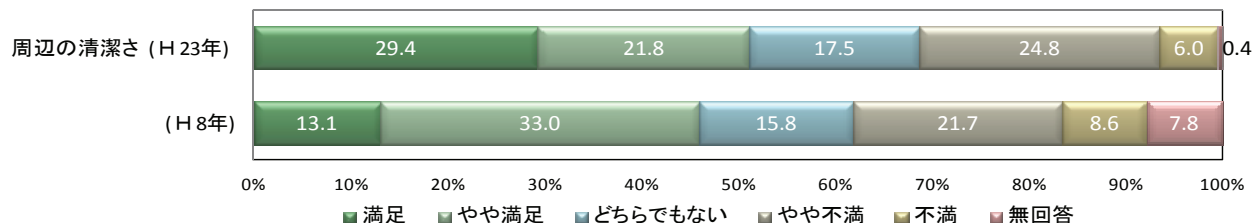
6. 周辺の清潔さに対する不満の原因

今回とH8年を比較すると、【廃棄物の不法投棄】と【ペットや家畜などの糞尿処理】が増加しており、【空き缶やタバコの投げ捨て】と【家庭のごみ集積場の管理】が減少しています。



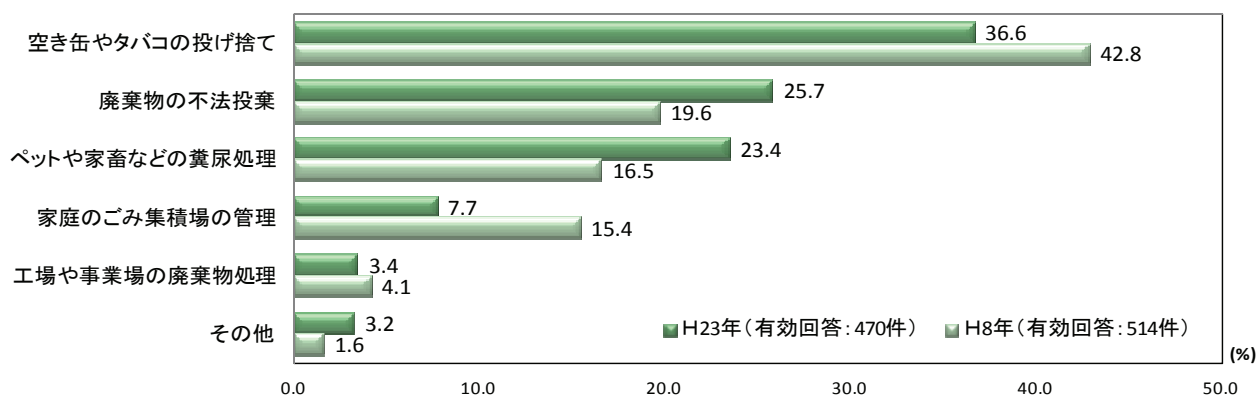
7. 周辺の清潔さ(におい) <悪臭対策>

今回とH8年を比較すると、【満足】が増加しており、【やや満足】が減少しています。



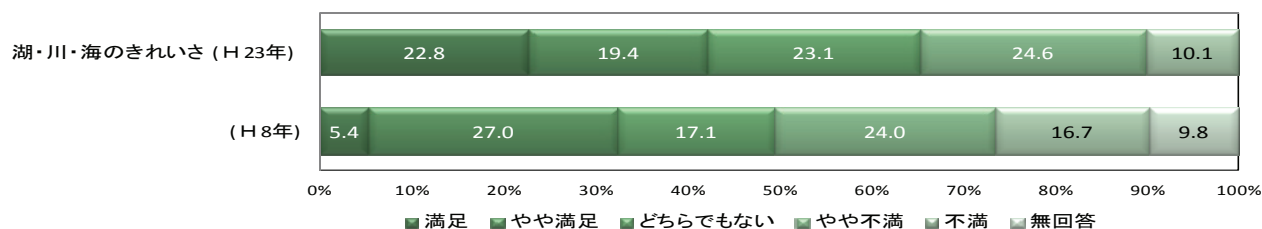
8. 周辺の清潔さ(におい)に対する不満の原因

今回とH8年を比較しても、統計的に有意差は認められませんでした。



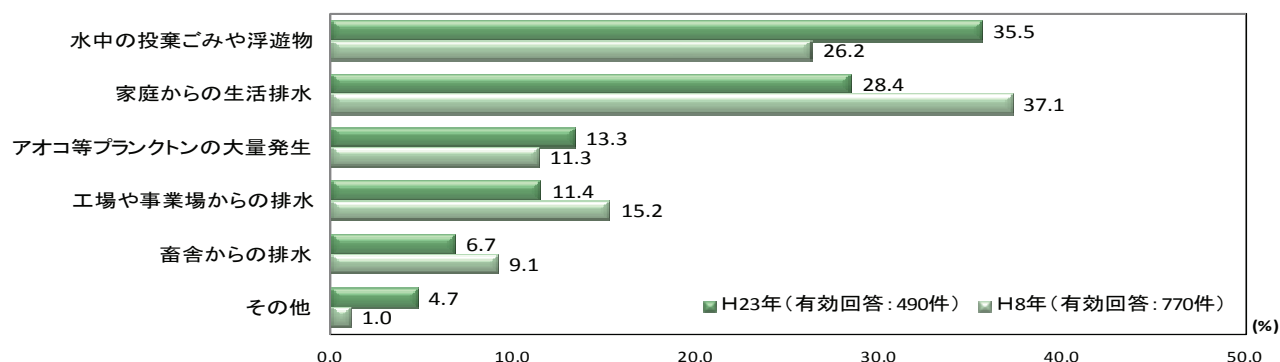
9. 湖・川・海のきれいさ

今回とH8年を比較すると、【満足】と【満足+やや満足の小計】が増加し、【やや満足】が減少しています。



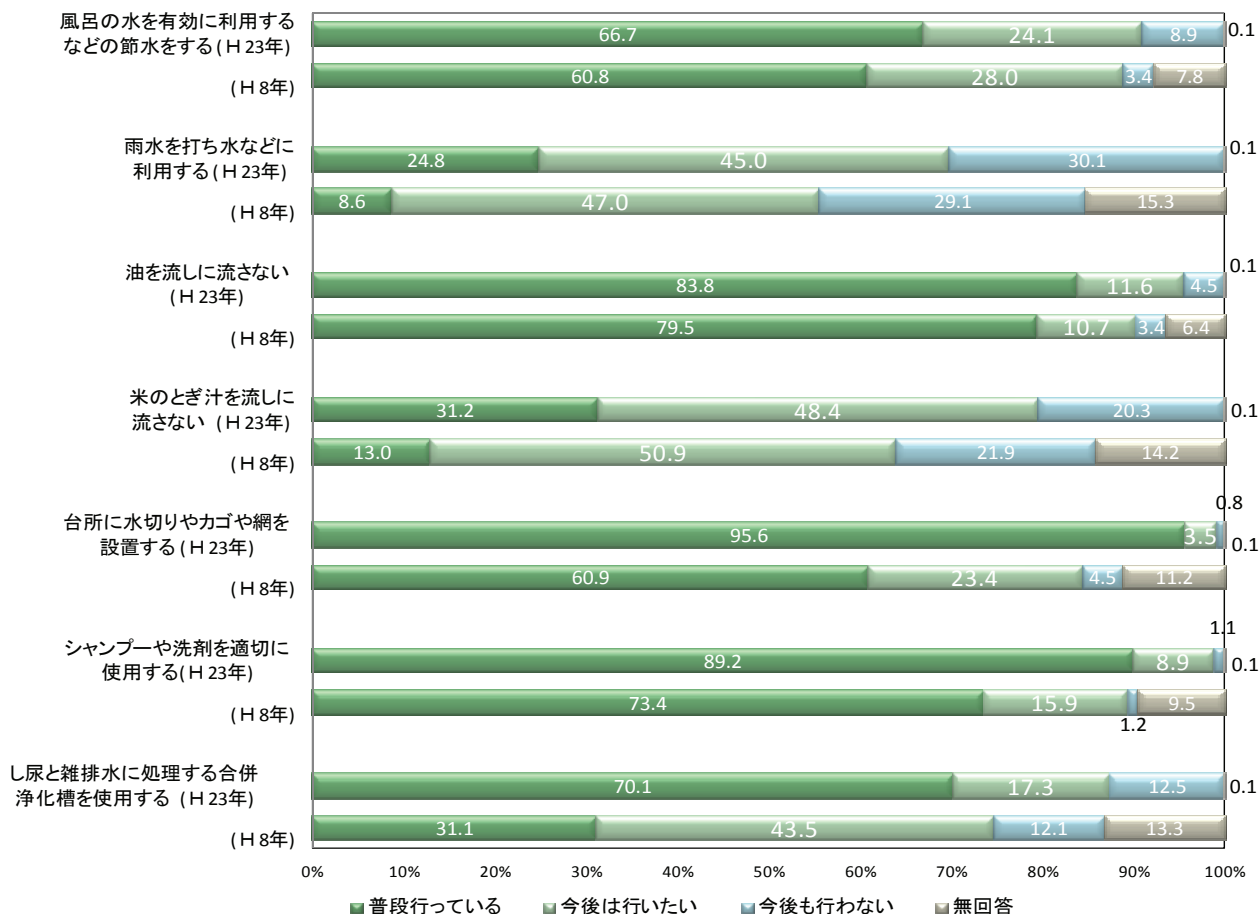
10. 湖・川・海のきれいさに対する不満の原因

今回とH8年を比較すると、【水中の投棄ごみや浮遊物】が増加しており、【工場や事業場からの排水】、【畜舎からの排水】及び【家庭からの生活排水】が減少しています。



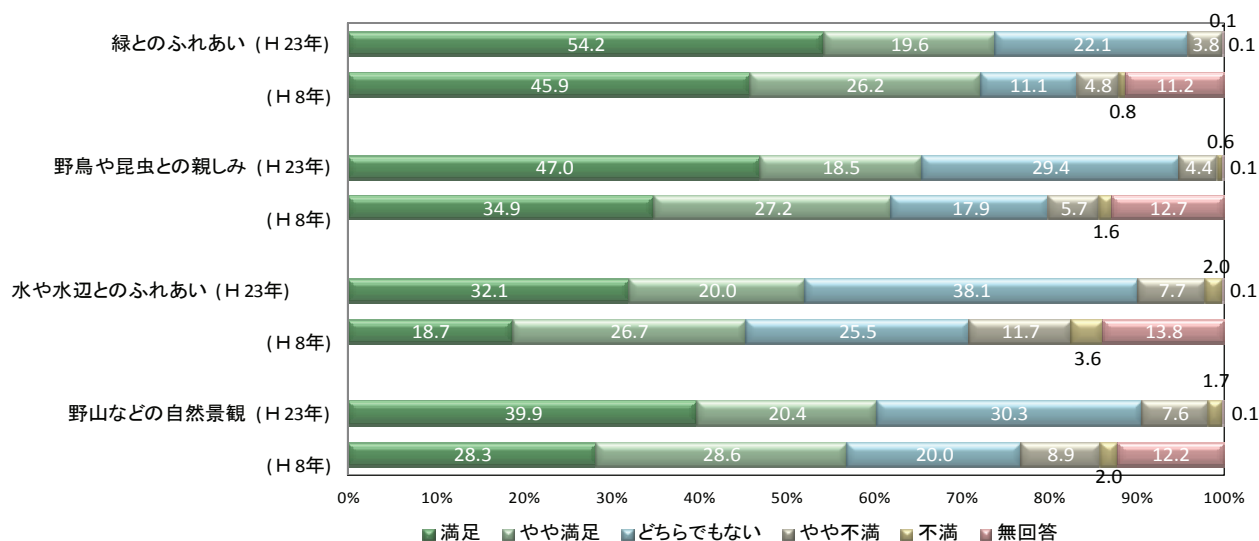
11. 日常実施している水の節約

今回とH8年を比較すると、全項目とも【普段行っている】が増加しています。それに対して、【台所に水切りやカゴや網を設置する】、【シャンプーや洗剤を適切に使用する】及び【し尿と雑排水に処理する合併浄化槽を使用する】に関して、【今後は行いたい】が減少しています。



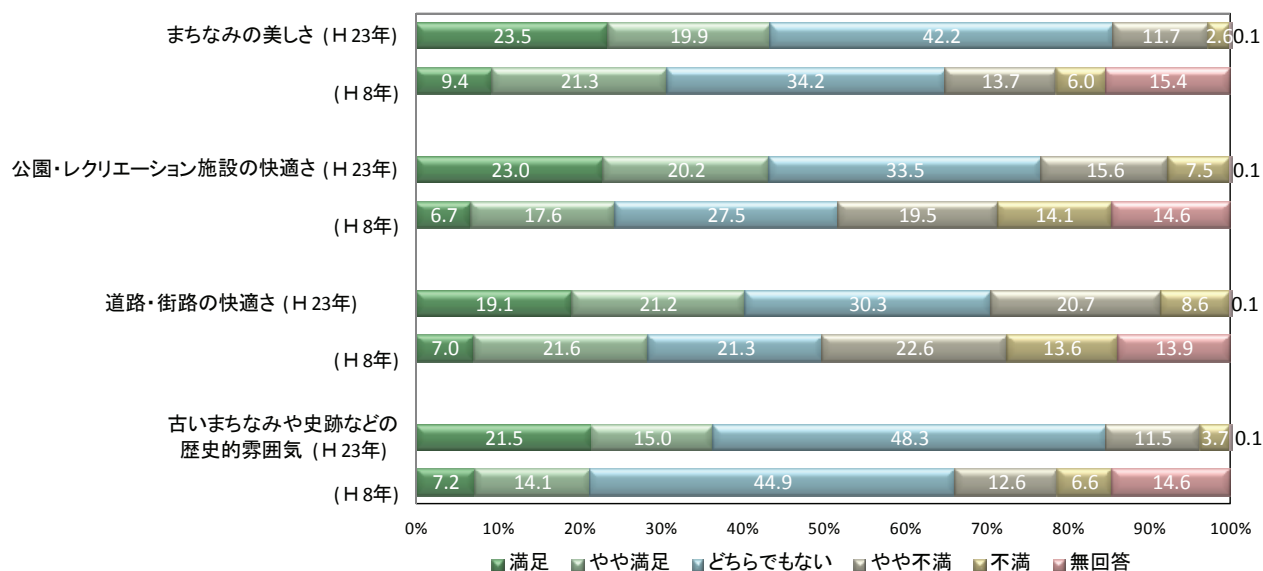
12. 周辺環境・自然とのふれあい

今回とH8年を比較すると、【満足】が増加しており、【やや満足】が減少しています。



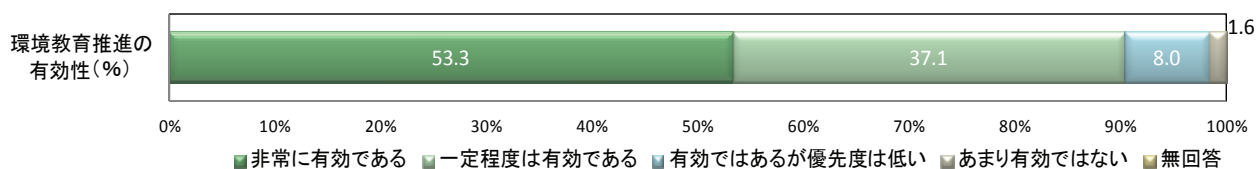
13. 快適で住みよい環境への満足度

今回とH8年を比較すると、【満足】、【満足+やや満足の小計】及び【どちらでもない】が増加し、【不満】が減少しています。



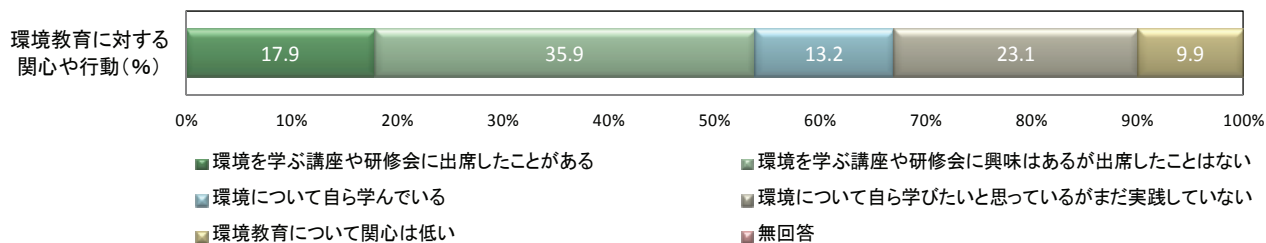
14. 環境教育推進の有効性

この項目については、【非常に有効である】がもっとも多くあがっています。



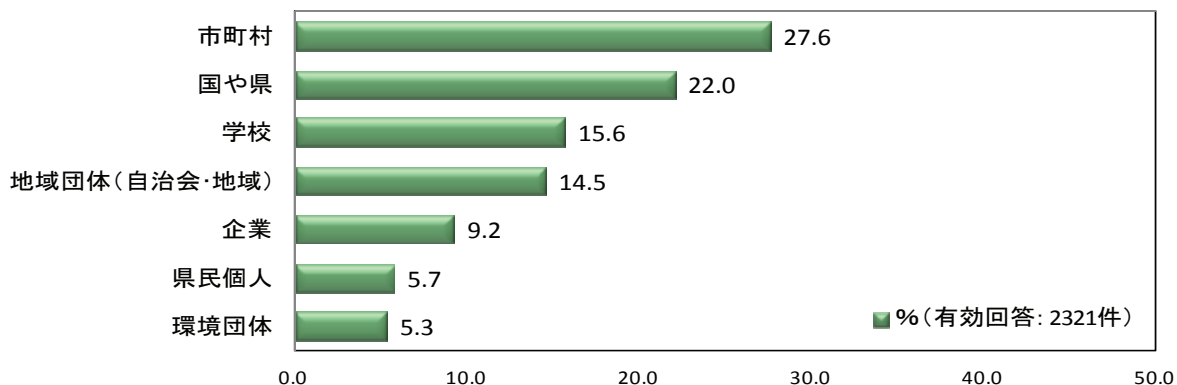
15. 環境教育に対する関心と行動

この項目については、【環境を学ぶ講座や研修会に興味はあるが出席したことはない】がもっとも多くあがっています。



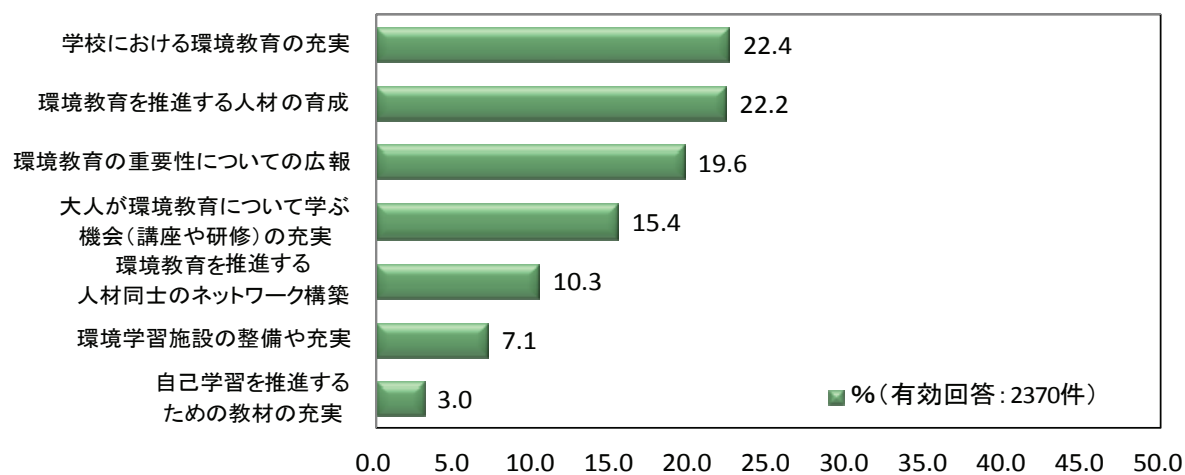
16. 環境教育推進に取り組むべき主体

この項目については、【市町村】がもっとも高く、次いで【国や県】が高い値を示しています。



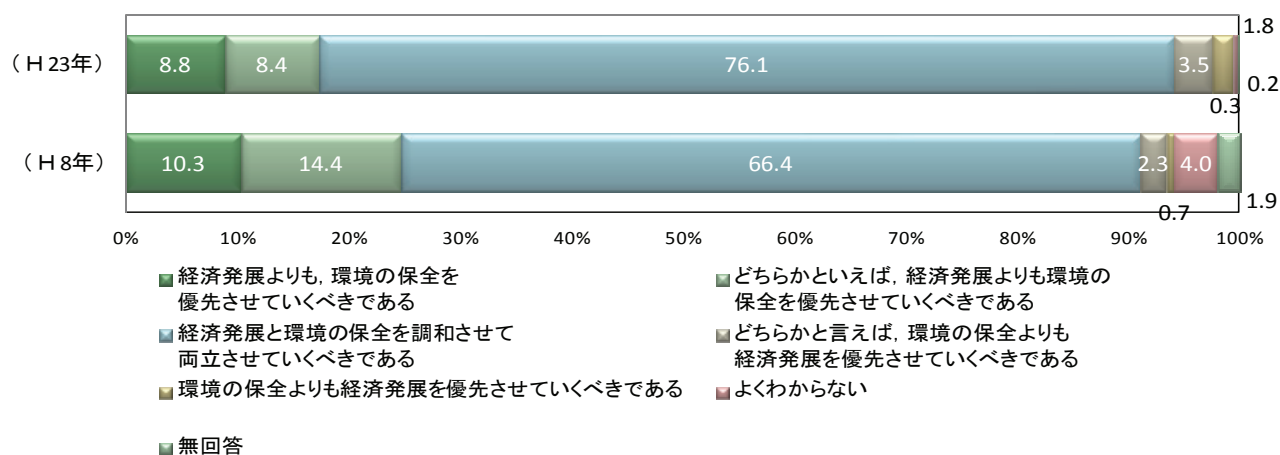
17. 環境教育推進のための取り組むべき施策

この項目について、【学校における環境教育の充実】がもっとも高く、次いで【環境教育を推進する人材の育成】が高い値を示しています。



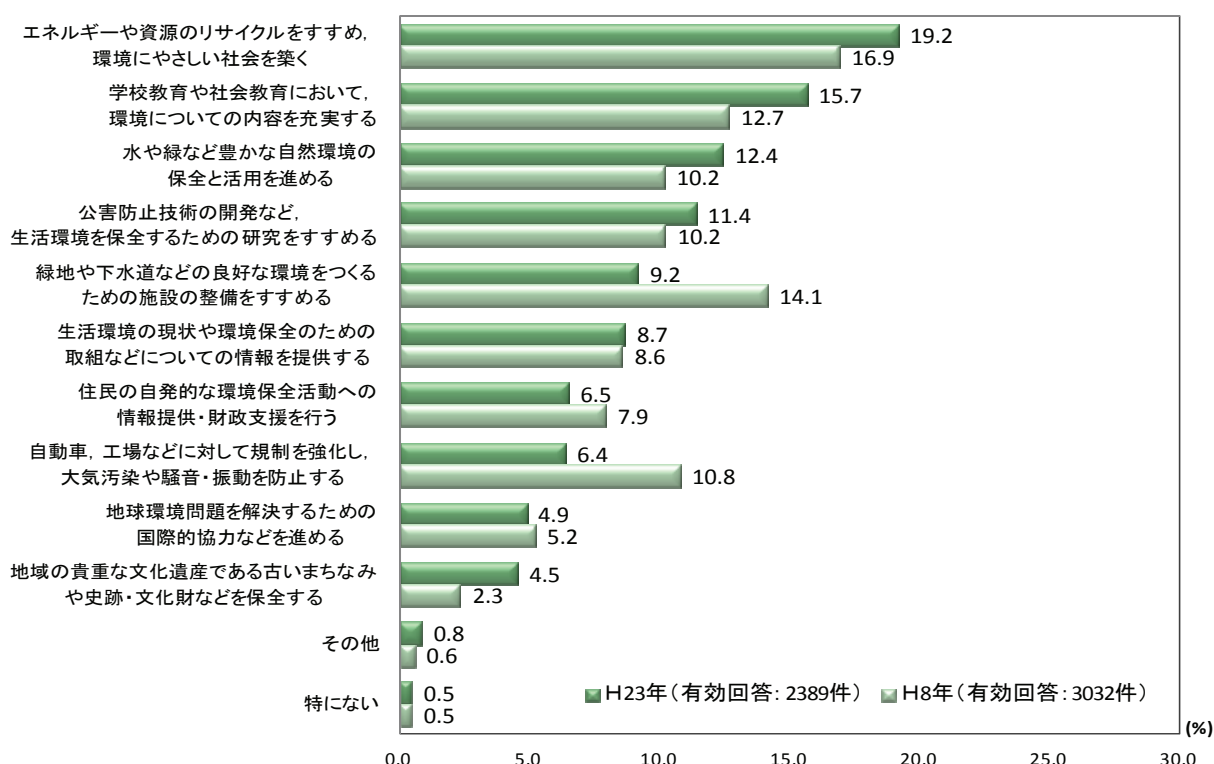
18. 環境の保全と経済的発展のあり方

今回とH8年を比較すると、【経済発展と環境の保全を調和させて両立させていくべきである】と【環境の保全よりも経済発展を優先させていくべきである】が増加しており、【どちらかといえば、経済発展よりも環境の保全を優先させていくべきである】が減少しています。



19. よりよい環境のために行政が柔軟的に取り組むべきこと

今回とH8年を比較すると、【学校教育や社会教育において、環境について内容を充実する】、【水や緑など豊かな自然環境の保全と活用を進める】及び【地域の貴重な文化遺産である古いまちなみや史跡・文化財などを保全する】が増加しており、【自動車、工場などに対して規制を強化し、大気汚染や騒音・振動を防止する】、【住民の自発的な環境保全活動への情報提供、財政支援を行う】及び【緑地や下水道などの良好な環境をつくるための施設の整備をすすめる】が減少しています。



事業所アンケート

調査概要

● 調査の目的

本調査は、多様化する環境問題に的確に対応し、あらゆる環境に関する施策を総合的・計画的に推進するための基本となる新たな「環境計画」を作成するにあたり、県民の意向を反映させることを目的に、県民の環境に対する意識・関心度・配慮行動などを調査するものです。

● 調査の方法

○ 調査対象

いばらきエコ事業所登録事業所 500社（登録事業所から無作為抽出）
一般事業所 2,500社（電話帳から無作為抽出）

○ 調査方式

アンケート調査票の郵送配布，回収

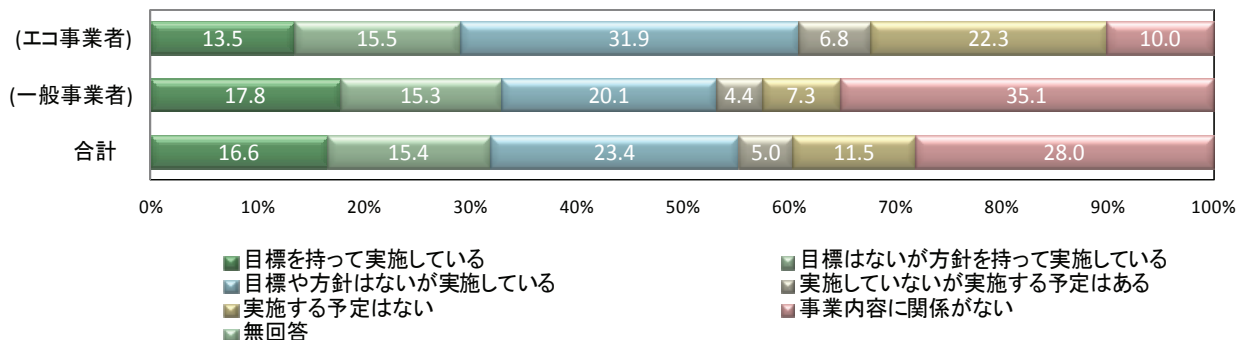
○ 回収状況（～2012/1/5）

	エコ事業所	一般事業所
オリジナルデータ	500	2,500
対象外（廃業，電番違い，宛先不明，受取拒否）	10	93
未接触分	0	66
追加分	5	0
I/P 済み	251	643
有効回答率	50.71%	26.71%

結果概要

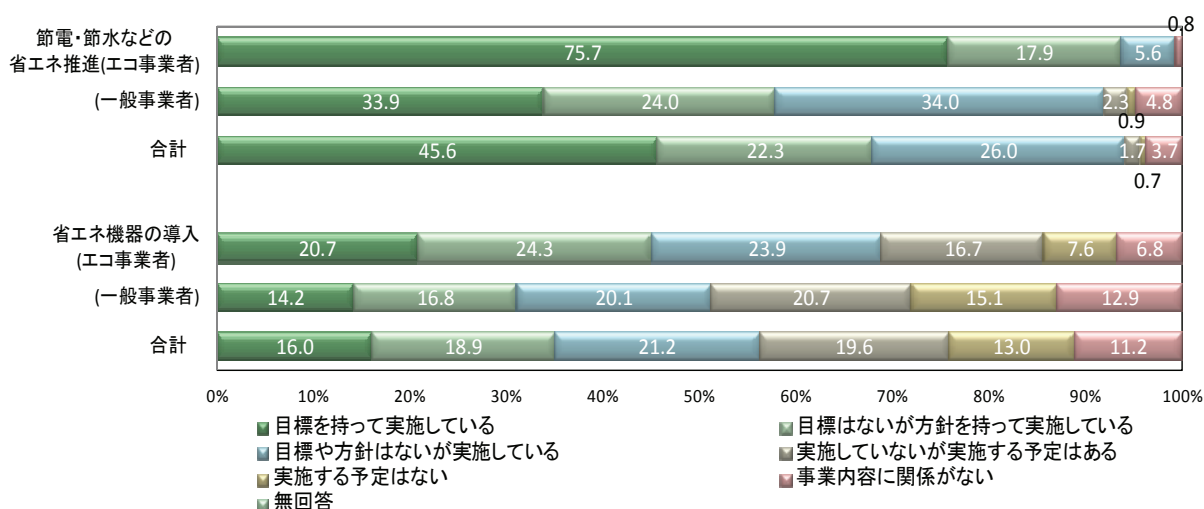
1. 事業所内の緑化の促進

エコ事業所と一般事業所を比較すると、エコ事業所では【実施事業所の小計】が高い値を示しています。



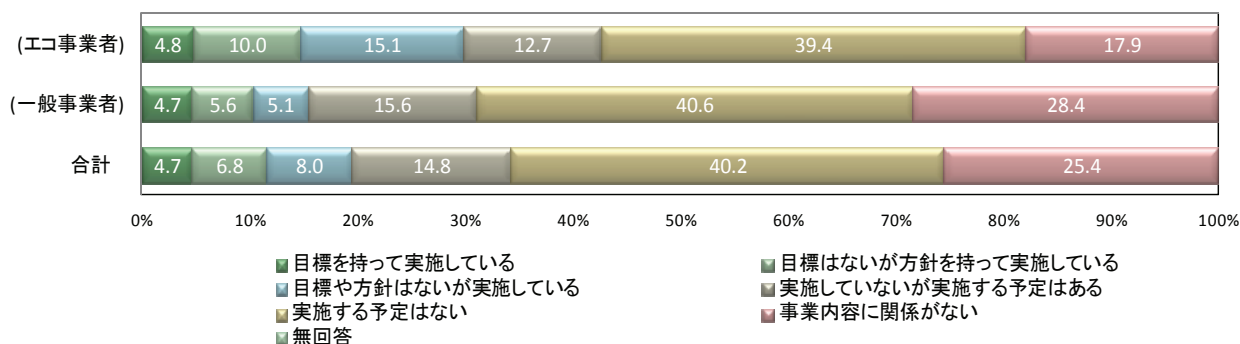
2. 節電・節水などの省エネ推進

【省エネ推進】【省エネ機器導入】とも、エコ事業所と一般事業所を比較すると、エコ事業所では【目標を持って実施している】と【実施事業所の小計】が高い値を示しています。



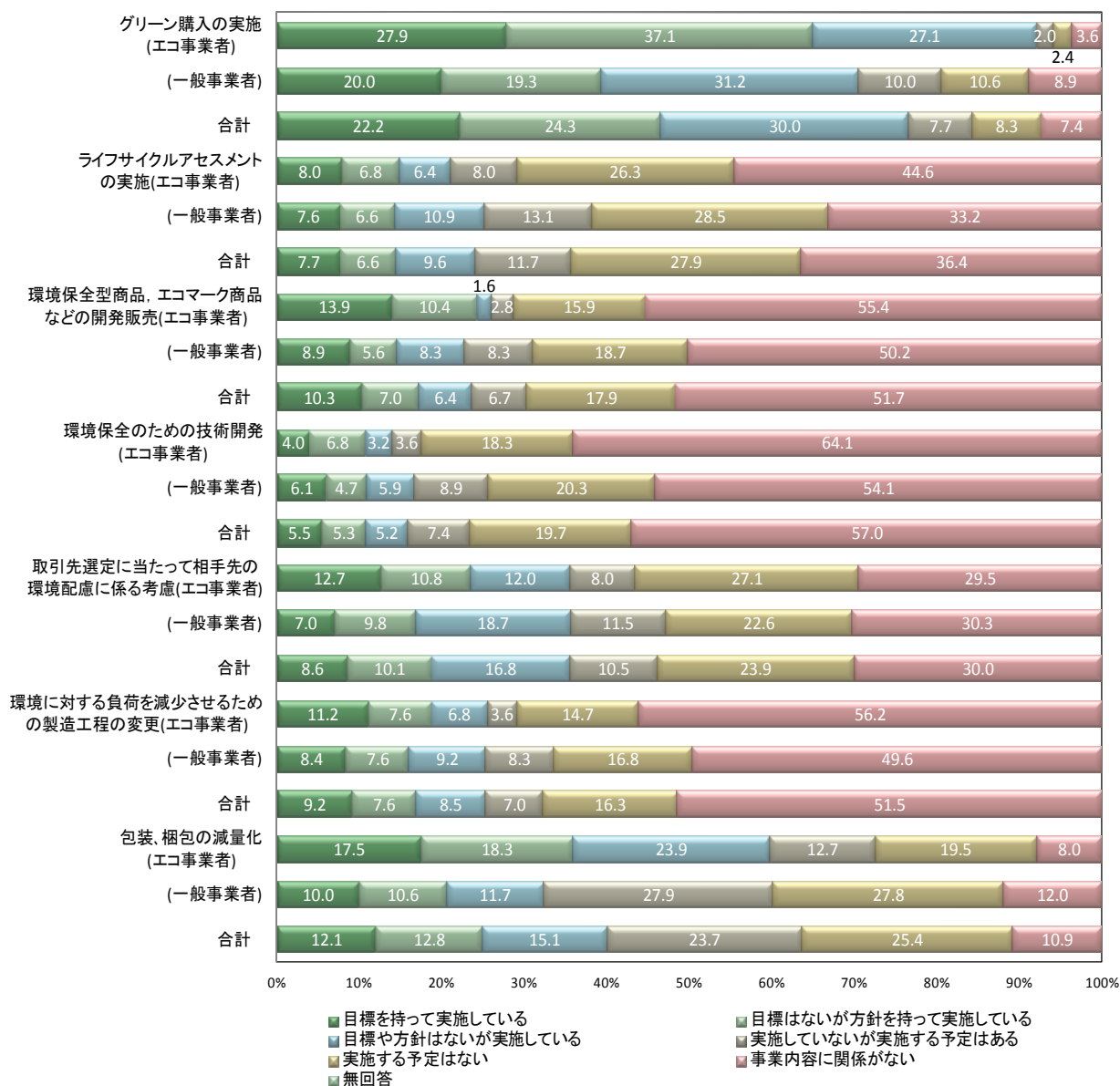
3. 再生エネルギーの導入

エコ事業所と一般事業所を比較すると、エコ事業所では【目標はないが方針を持って実施している】、【目標や方針はないが実施している】及び【実施事業所の小計】が高い値を示しています。



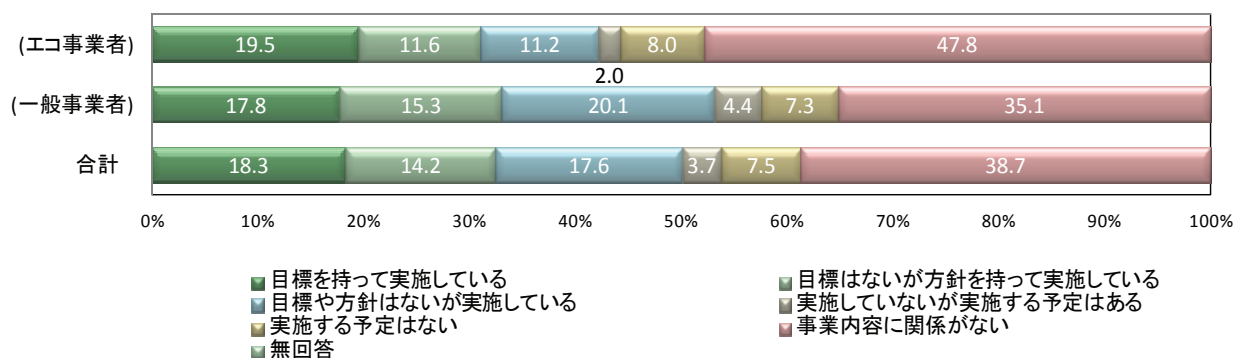
4. 環境配慮の推進

エコ事業所と一般事業所を比較すると、エコ事業所では【目標をもって実施している】と【目標はないが方針をもって実施している】が高い値を示しています。それに対し、【目標や方針はないが実施している】が低い値を示しています。



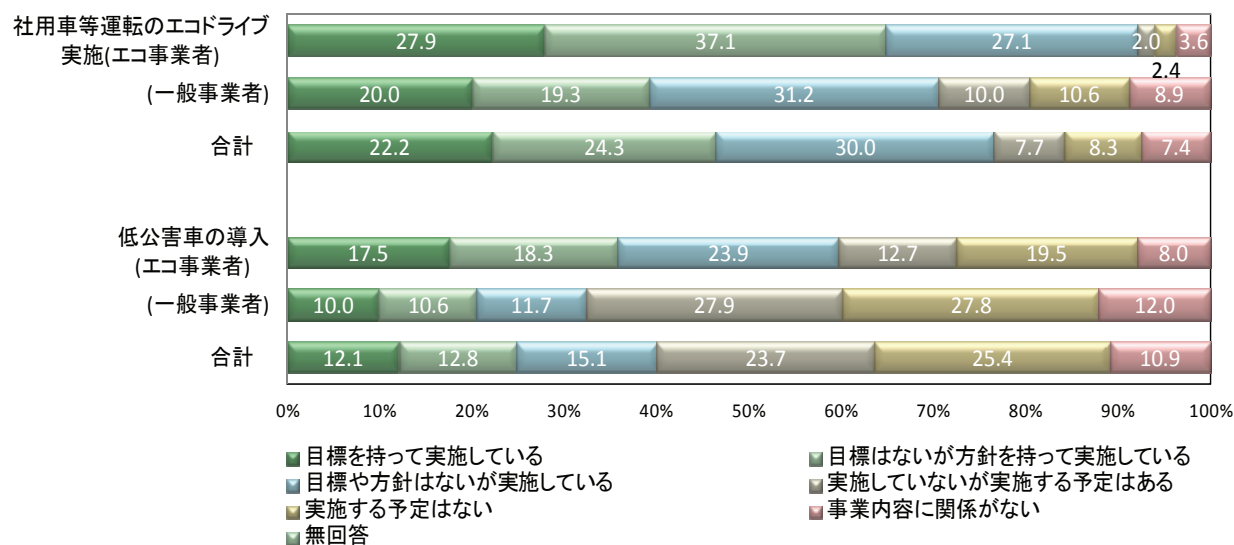
5. 汚染物質の排出抑制

エコ事業所と一般事業所を比較すると、エコ事業所では【目標や方針はないが実施している】と【実施事業所の小計】が低い値を示しています。



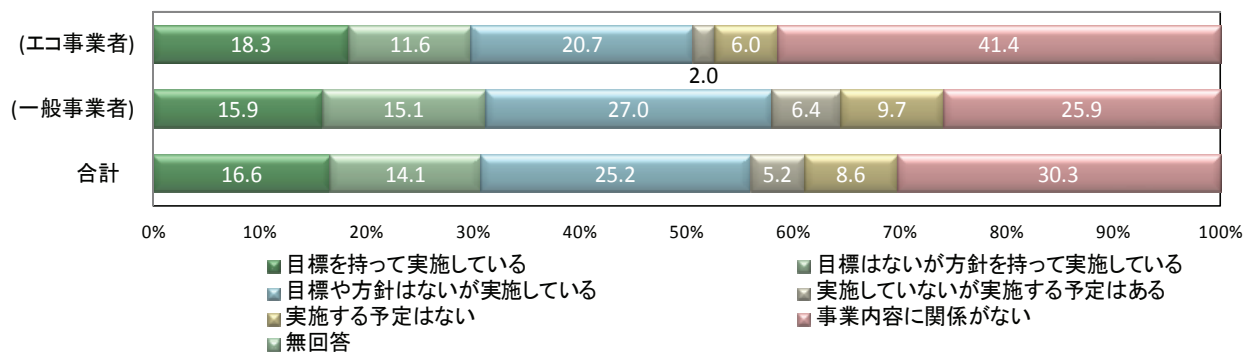
6. 共有車に対する意識

エコ事業所と一般事業所を比較すると、エコ事業所では【目標を持って実施している】、【目標はないが方針を持って実施している】及び【実施事業所の小計】が高い値を示しています。



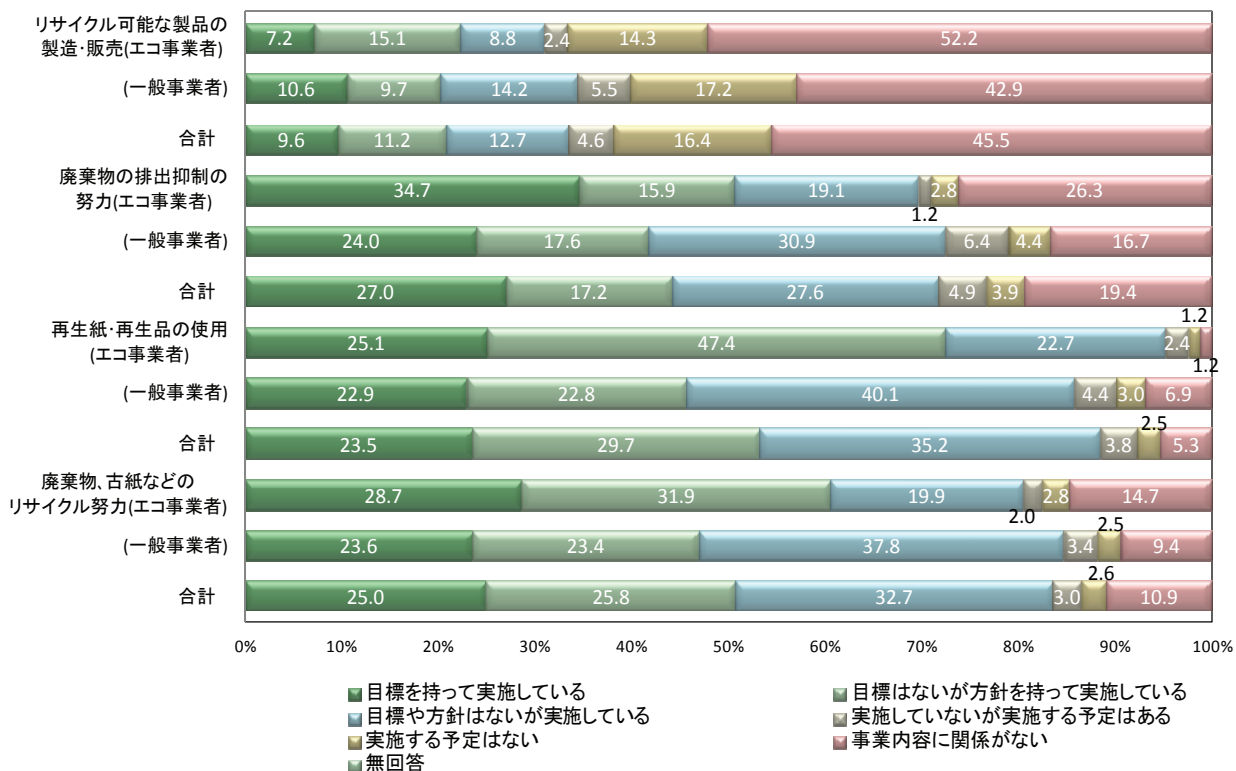
7. 騒音・振動・悪臭の低減

エコ事業所と一般事業所を比較すると、エコ事業所では【実施事業所の小計】が低い値を示しています。



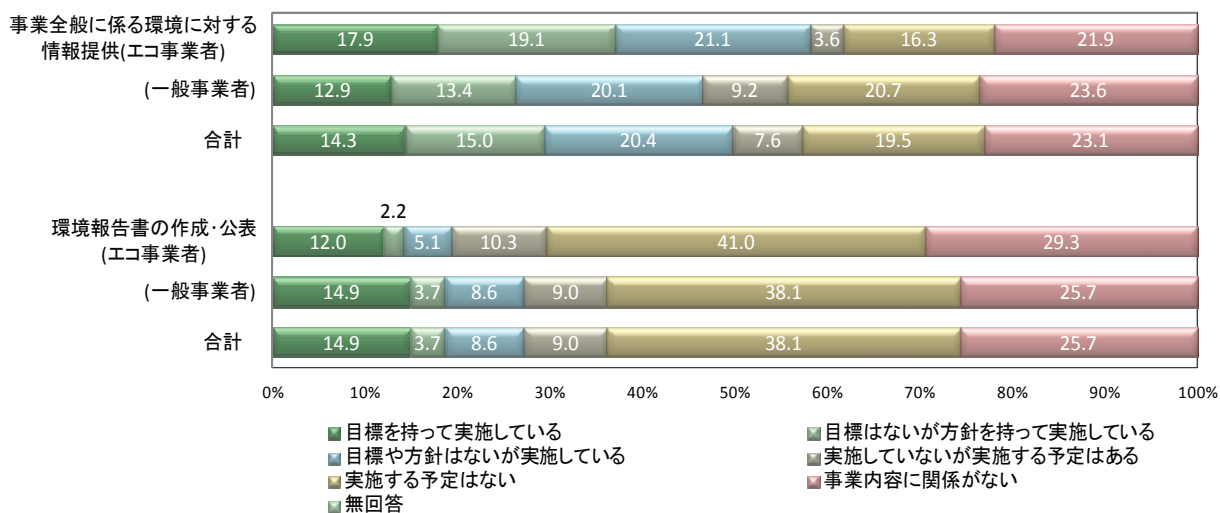
8. リサイクルに対する意識

エコ事業所と一般事業所を比較すると、エコ事業所では【目標を持って実施している】と【目標はないが方針を持って実施している】が高い値を示しています。また、【目標や方針はないが実施している】が低い値を示しています。



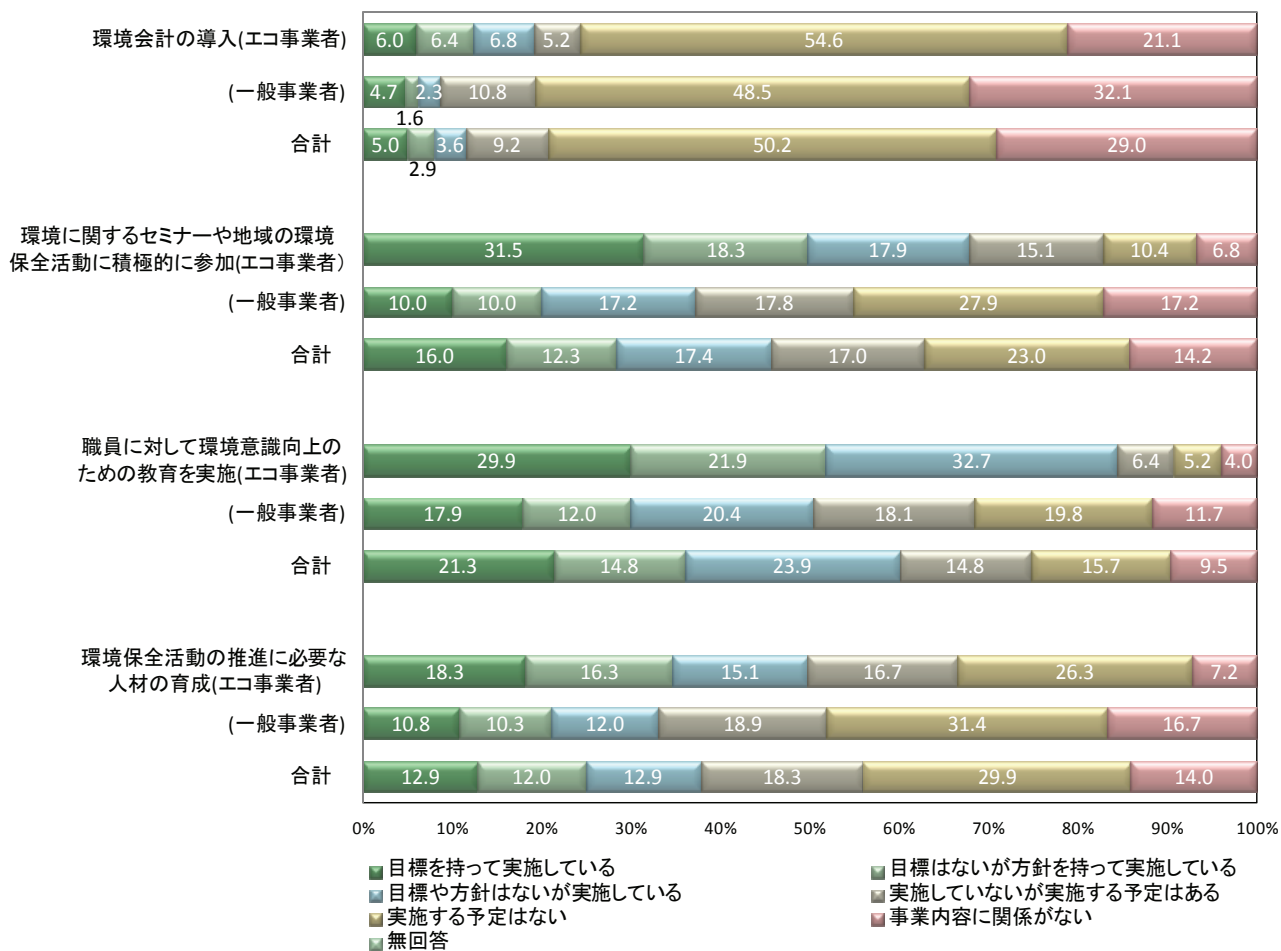
9. 事業に係る環境情報提供・公開

エコ事業所と一般事業所を比較すると、エコ事業所では【目標を持って実施している】、【目標はないが方針を持って実施している】、【目標や方針はないが実施している】及び【実施事業所の小計】が高い値を示しています。



10. 環境アセスメントの推進

エコ事業所と一般事業所を比較すると、エコ事業所では【目標を持って実施している】、【目標はないが方針を持って実施している】、【目標や方針はないが実施している】及び【実施事業所の小計】が高い値を示しています。



資料 3 県政世論調査(震災後の環境意識)結果

平成 24 年 8 月実施の「県政世論調査」において「震災後の環境意識」について調査を行いました。

調査のあらまし

1. 調査の目的

この調査は、県政に対する県民の関心、意見、要望、評価などをとらえ、県行政の推進を図る上で必要な基礎的資料を得るために実施したものである。

2. 調査の項目

- | | |
|---------------------|-----------------------|
| (1) 生活意識 | (9) 在宅医療 |
| (2) いばらき県民の郷土愛 | (10) 県民の観光に対する意識 |
| (3) 地域の教育力 | (11) 「うまいもんどころ」の認知度 |
| (4) 家庭教育 | (12) 生涯スポーツの振興 |
| <u>(5) 震災後の環境意識</u> | (13) 県民の治安に関する意識とその変化 |
| (6) 食の安全 | (14) 防犯意識とその変化 |
| (7) 家庭における節電 | (15) 広報活動 |
| (8) 人権意識 | |

3. 調査の設計

- | | |
|------------|---------------------------|
| (1) 調査地域 | 茨城県全域 |
| (2) 調査対象 | 県内に移住する満 20 歳以上の男女個人 |
| (3) 標本数 | 1,500 人 |
| (4) 抽出方法 | 住民基本台帳等からの層化二段無作為抽出法 |
| (5) 調査時期 | 調査員による個別面接聴取法 |
| (6) 調査時期 | 平成 24 年 8 月 17 日～8 月 29 日 |
| (7) 調査実施機関 | 株式会社 サーベイリサーチセンター |

4. 回収結果

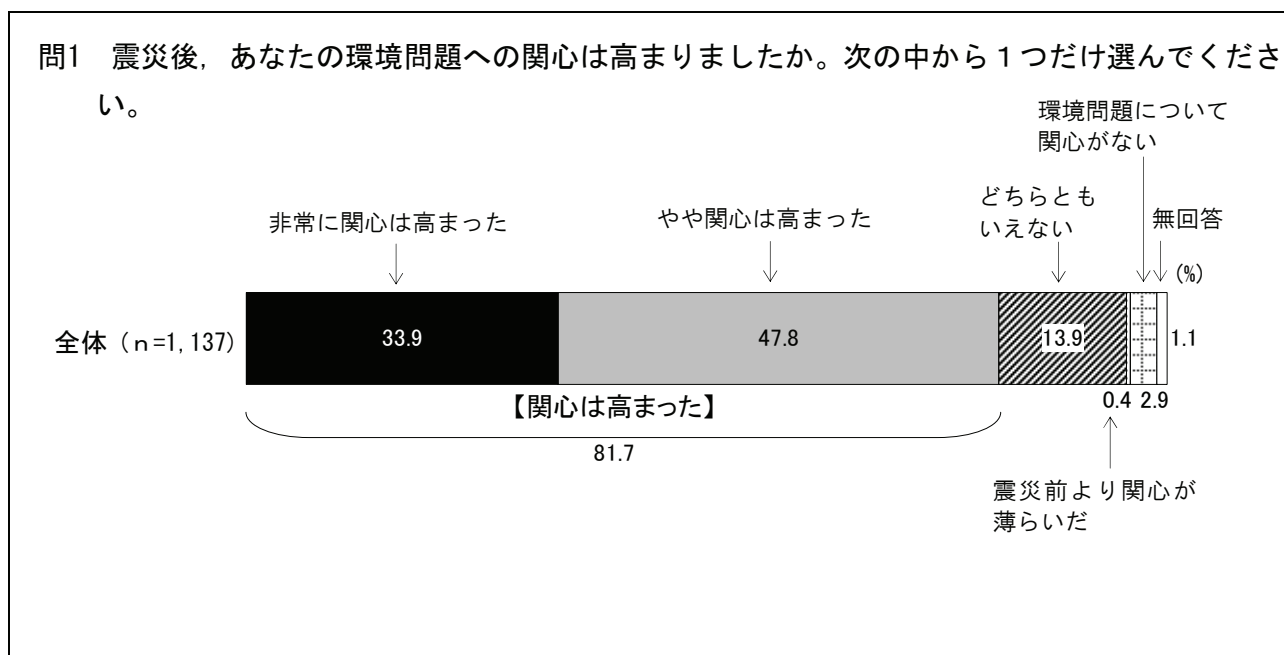
- | | | | | |
|---------------|---------------|-----------|---------------|-----------|
| (1) 有効回収数 (率) | 1,137 (75.8%) | | | |
| (2) 調査不能数 (率) | 363 (24.2%) | | | |
| [調査不能の内訳] | 転居 | 38(10.5%) | 住所不明 | 34(9.4%) |
| | 長期不在 | 56(15.4%) | 拒否 | 94(25.9%) |
| | 一時不在 | 77(21.2%) | その他
(病気など) | 64(17.6%) |

調査結果 ～震災後の環境意識

1. 震災後の環境問題への関心

(1) 震災後の環境問題への関心の高まり

—【関心は高まった】が8割を超えている—



震災後の環境問題への関心の高まりとしては、「非常に関心は高まった」(33.9%)と「やや関心は高まった」(47.8%)を合わせた【関心は高まった】(81.7%)が8割を超えている。

—【関心は高まった】は男性の50代から70歳以上、女性の20代と40代から60代で8割台—

地域別でみると、【関心は高まった】は、県北(83.6%)と県南(84.3%)で8割台半ばと高くなっている。

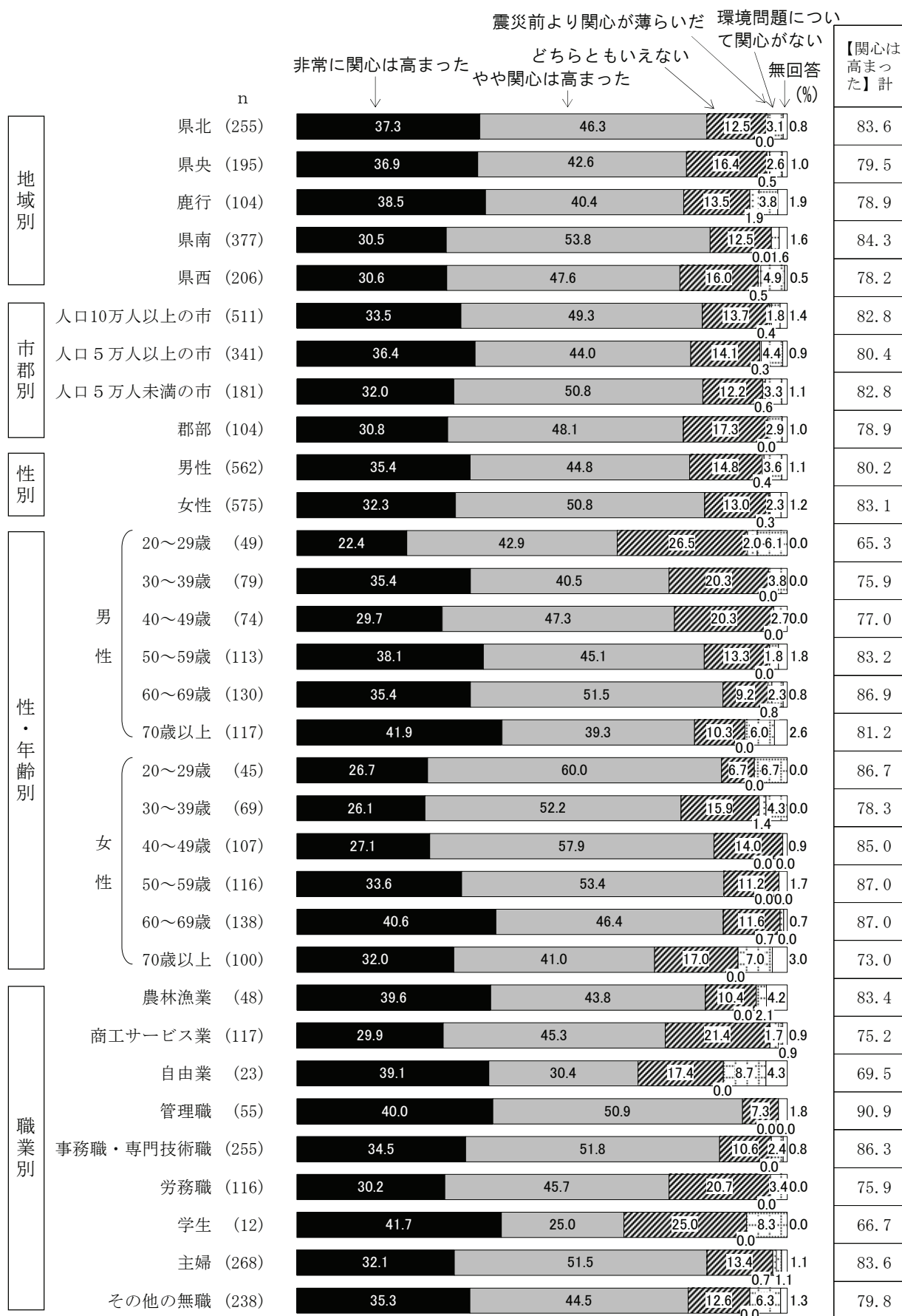
市郡別でみると、【関心は高まった】は、郡部(78.9%)以外のすべての層で8割台となっている。

性別でみると、【関心は高まった】は、女性(83.1%)が男性(80.2%)よりも約3ポイント高くなっている。

性・年齢別でみると、【関心は高まった】は、男性では50代(83.2%)、60代(86.9%)、70歳以上(81.2%)で8割台となっており、女性では20代(86.7%)、40代(85.0%)、50代(87.0%)、60代(87.0%)で8割台後半と高くなっている。

職業別でみると、【関心は高まった】は、管理職(90.9%)で約9割と最も高く、農林漁業(83.4%)、事務職・専門技術職(86.3%)、主婦(83.6%)で8割台半ばとなっている。

図V 1-1 震災後の環境問題への関心の高まり
(地域別, 市郡別, 性別, 性・年齢別, 職業別)



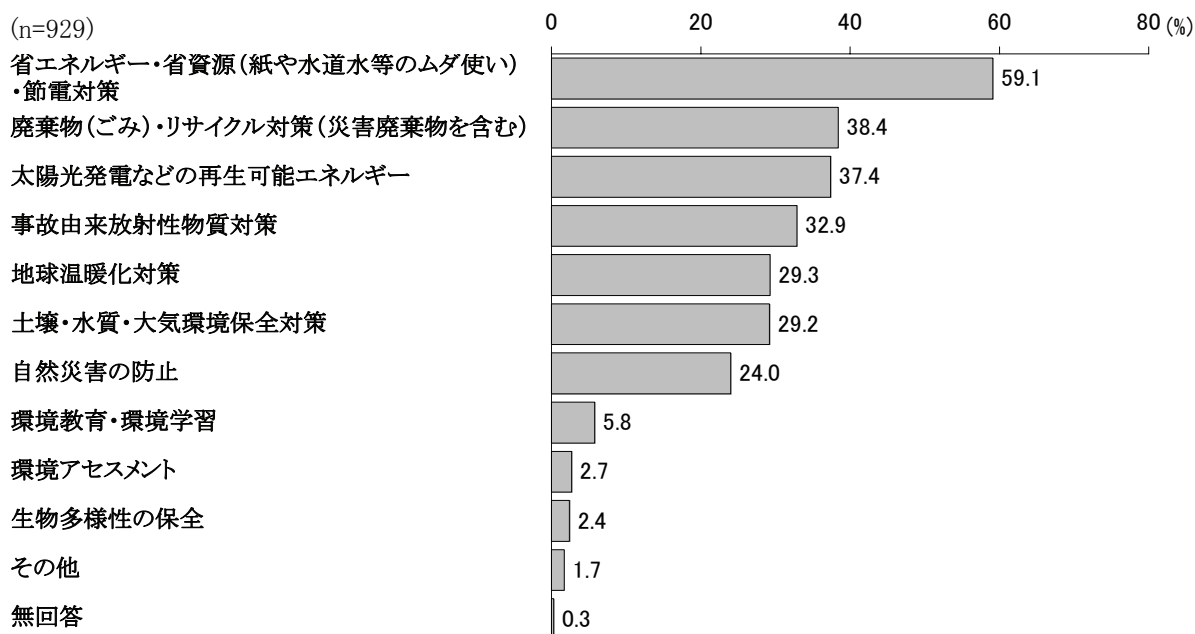
(注) 自由業及び学生は回答人数が少ないので分析ではふれていない。

(2) 震災後に関心が高まったもの

—「省エネルギー・省資源（紙や水道水等のムダ使い）・節電対策」が約6割—

(問1で、「1. 関心が非常に高まった」か「2. 関心はやや高まった」と回答した方のみ)

問1-1 震災後、あなたは、どのような環境問題について関心が高まりましたか。次の中から特に関心が高まったものを3つまで選んでください。



震災後の環境問題への【関心は高まった】と回答した方に、関心が高まった環境問題を聞いたところ、「省エネルギー・省資源（紙や水道水等のムダ使い）・節電対策」（59.1%）が約6割と最も高く、次いで「廃棄物（ごみ）・リサイクル対策（災害廃棄物を含む）」（38.4%）、「太陽光発電などの再生可能エネルギー」（37.4%）、「事故由来放射性物質対策」（32.9%）が3割台で続いている。

—「省エネルギー・省資源（紙や水道水等のムダ使い）・節電対策」は男性の40代，女性の30代から40代で約7割—

地域別でみると、「省エネルギー・省資源（紙や水道水等のムダ使い）・節電対策」は，県西（64.6%）で6割台半ばと最も高くなっている。「廃棄物（ごみ）・リサイクル対策（災害廃棄物を含む）」は鹿行（42.7%）で4割を超えて最も高く，「太陽光発電などの再生可能エネルギー」はすべての地域で3割台後半となっている。また，「事故由来放射性物質対策」は県北（37.6%）で約4割，「地球温暖化対策」は県央（39.4%）で約4割と高くなっている。

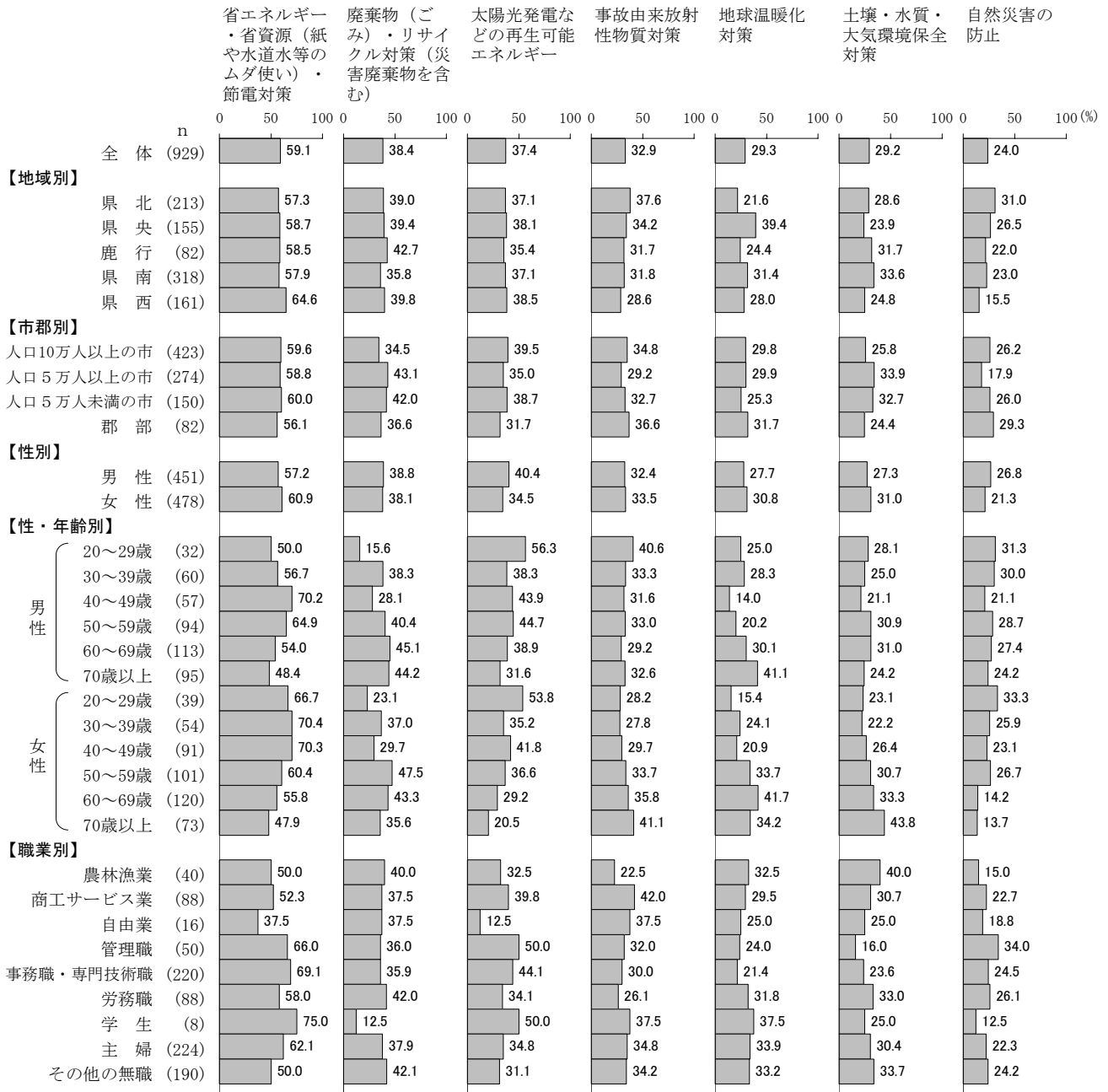
市郡別でみると，「省エネルギー・省資源（紙や水道水等のムダ使い）・節電対策」は，郡部（56.1%）以外のすべての層で6割前後となっている。「廃棄物（ごみ）・リサイクル対策（災害廃棄物を含む）」は人口5万人以上の市（43.1%）と人口5万人未満の市（42.0%）で4割を超えて高く，「太陽光発電などの再生可能エネルギー」は人口10万人以上の市（39.5%）と人口5万人未満の市（38.7%）で約4割と高くなっている。

性別でみると，「太陽光発電などの再生可能エネルギー」と「自然災害の防止」は，いずれも男性が女性よりも約6ポイント高くなっている。一方，「省エネルギー・省資源（紙や水道水等のムダ使い）・節電対策」と「土壌・水質・大気環境保全対策」は，いずれも女性が男性よりも約4ポイント高くなっている。「地球温暖化対策」は，女性（30.8%）は男性（27.7%）よりも約3ポイント高くなっている。

性・年齢別でみると，「省エネルギー・省資源（紙や水道水等のムダ使い）・節電対策」は，男性の40代（70.2%），女性の30代（70.4%）と40代（70.3%）で約7割と高く，男性の50代（64.9%）と女性の20代（66.7%）で6割台半ばとなっている。「廃棄物（ごみ）・リサイクル対策（災害廃棄物を含む）」は，女性の50代（47.5%）で約5割と最も高く，男性の50代（40.4%），60代（45.1%），70歳以上（44.2%），女性の60代（43.3%）でも4割台となっている。また，「太陽光発電などの再生可能エネルギー」は，男性の20代（56.3%），女性の20代（53.8%）で5割台半ばと高くなっている。

職業別でみると，「省エネルギー・省資源（紙や水道水等のムダ使い）・節電対策」は，事務職・専門技術職（69.1%）で約7割と最も高く，管理職（66.0%）と主婦（62.1%）で6割台となっている。「廃棄物（ごみ）・リサイクル対策（災害廃棄物を含む）」は，農林漁業（40.0%），労務職（42.0%），その他の無職（42.1%）で4割台と高くなっている。また，「太陽光発電などの再生可能エネルギー」は，管理職（50.0%）で5割，事務職・専門技術職（44.1%）で4割台半ばと高くなっている。このほか，「事故由来放射性物質対策」は商工サービス業（42.0%）で4割を超え，「土壌・水質・大気環境保全対策」は農林漁業（40.0%）で4割と，それぞれ最も高くなっている。

図V 1-1-1 震災後に関心が高まったもの
(地域別, 市郡別, 性別, 性・年齢別, 職業別—上位7項目)

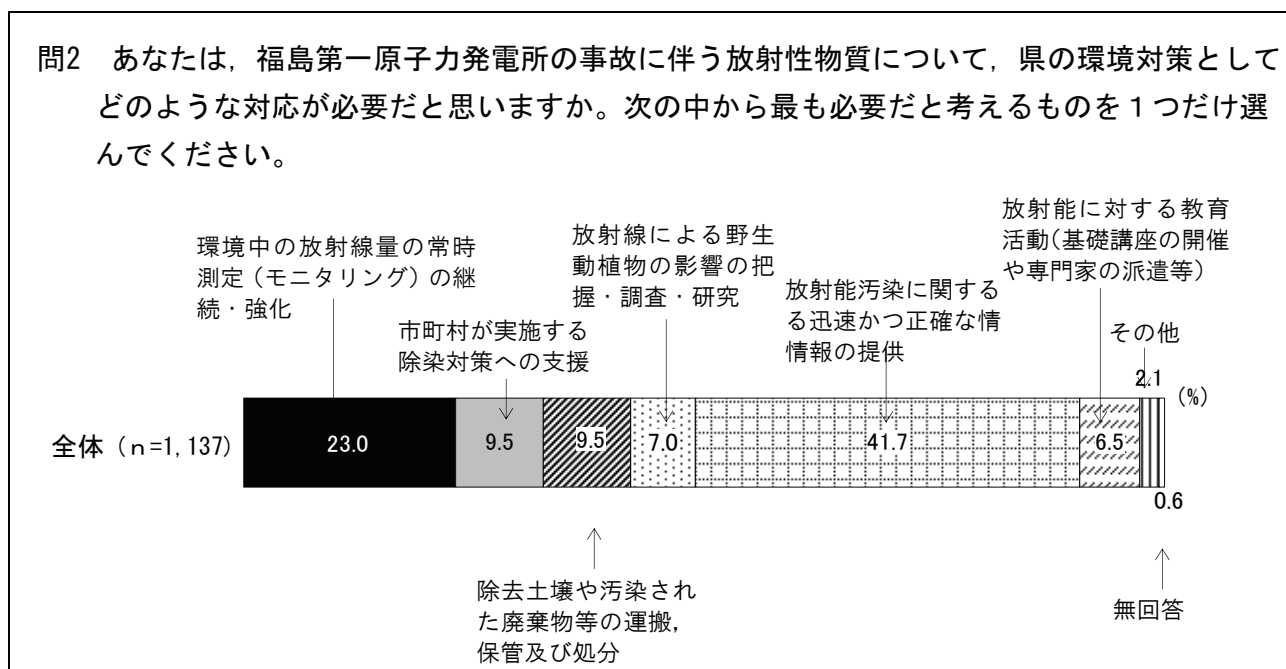


(注) 自由業及び学生は回答人数が少ないので分析ではふれていない。

2. 福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質に関して必要な県の環境対策

—「放射能汚染に関する迅速かつ正確な情報の提供」が4割を超えている—

問2 あなたは、福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質について、県の環境対策としてどのような対応が必要だと思いますか。次の中から最も必要だと考えるものを1つだけ選んでください。



福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質について、県の環境対策として必要だと思う対策としては、「放射能汚染に関する迅速かつ正確な情報の提供」(41.7%)が4割を超えて最も高くなっている。次いで「環境中の放射線量の常時測定(モニタリング)の継続・強化」(23.0%)が2割台半ばとなっている。

—「放射能汚染に関する迅速かつ正確な情報の提供」は男性の20代で6割を超えている—

地域別でみると、「放射能汚染に関する迅速かつ正確な情報の提供」は、県西(48.1%)で約5割と最も高く、県央(44.1%)で4割台半ばとなっている。一方、「環境中の放射線量の常時測定(モニタリング)の継続・強化」は、県北(28.2%)で約3割と最も高くなっている。

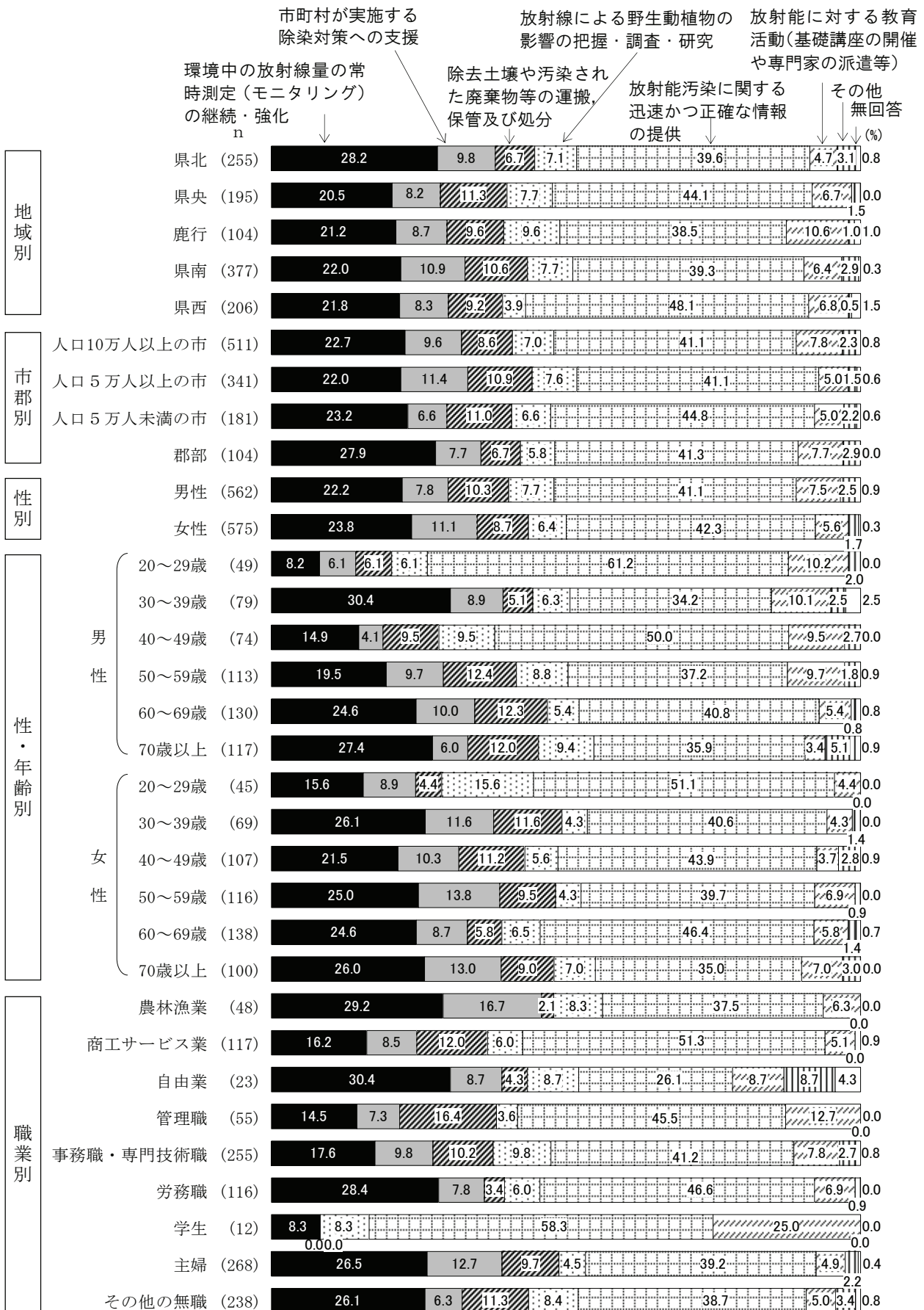
市郡別でみると、「環境中の放射線量の常時測定(モニタリング)の継続・強化」は、郡部(27.9%)で約3割と最も高くなっている。

性別でみると、「市町村が実施する除染対策への支援」は、女性(11.1%)が男性(7.8%)よりも約3ポイント高くなっている。

性・年齢別でみると、「放射能汚染に関する迅速かつ正確な情報の提供」は、男性の20代(61.2%)で6割を超えて最も高く、男性の40代(50.0%)、女性の20代(51.1%)で5割台となっている。また、「環境中の放射線量の常時測定(モニタリング)の継続・強化」は、男性の30代(30.4%)で約3割と高くなっている。

職業別でみると、「放射能汚染に関する迅速かつ正確な情報の提供」は、商工サービス業(51.3%)で5割を超えて最も高く、管理職(45.5%)と労務職(46.6%)で4割台半ばとなっている。

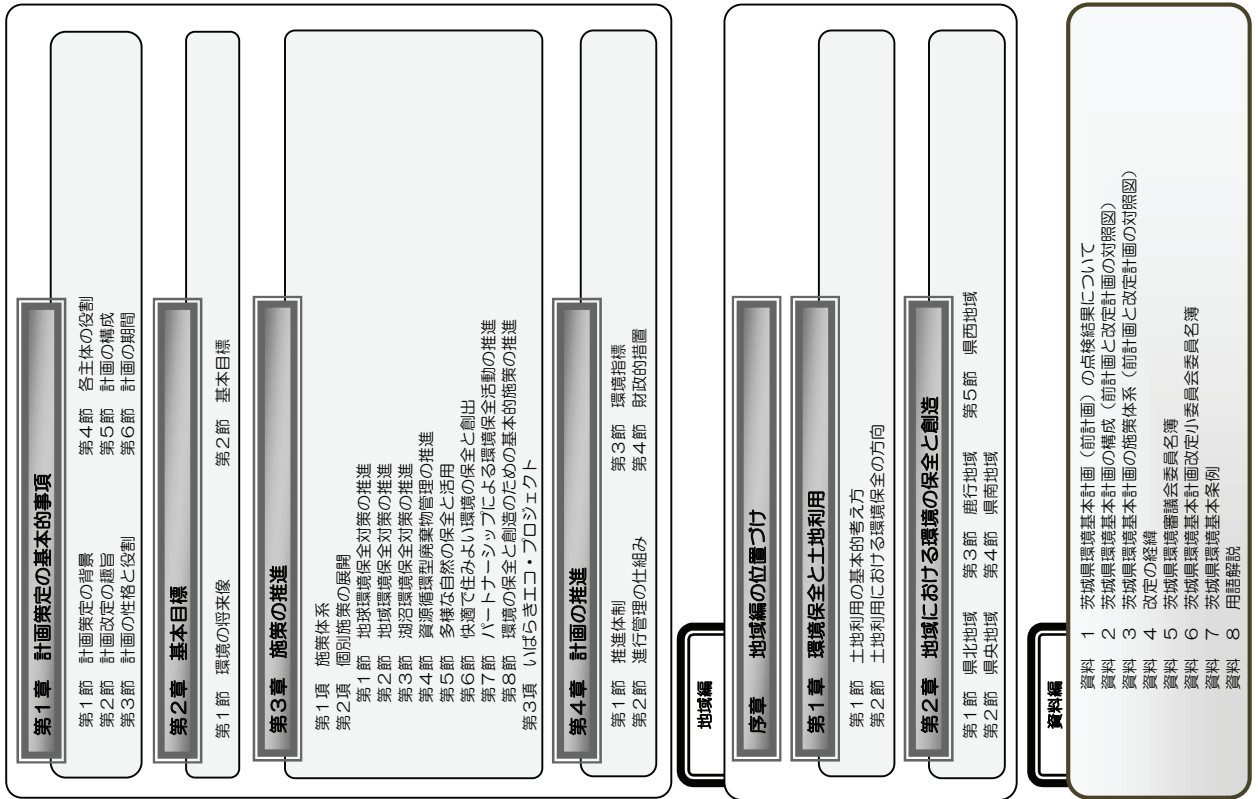
図 V 2-1 福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質に関して必要な県の環境対策
(地域別, 市郡別, 性別, 性・年齢別, 職業別)



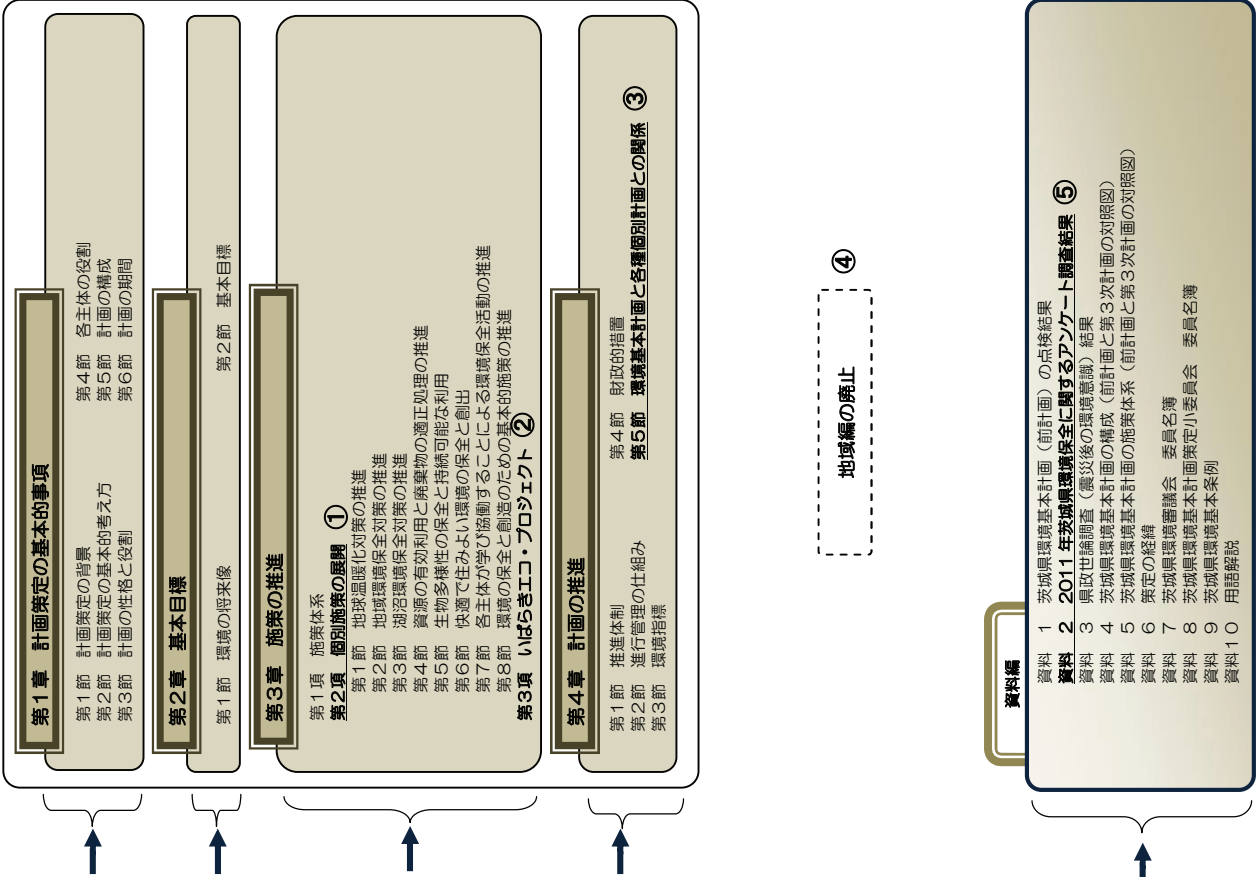
(注) 自由業及び学生は回答人数が少ないので分析ではふれていない。

資料 4 茨城県環境基本計画の構成(前計画と第3次計画の対照図)

●前計画の構成●



●第3次計画の構成●



①国の第四次環境基本計画や東日本大震災の影響等を踏まえ、施策の柱を見直し

②いばらきエコプロジェクトのテーマや内容、プロジェクトを推進するためのシナリオを見直し

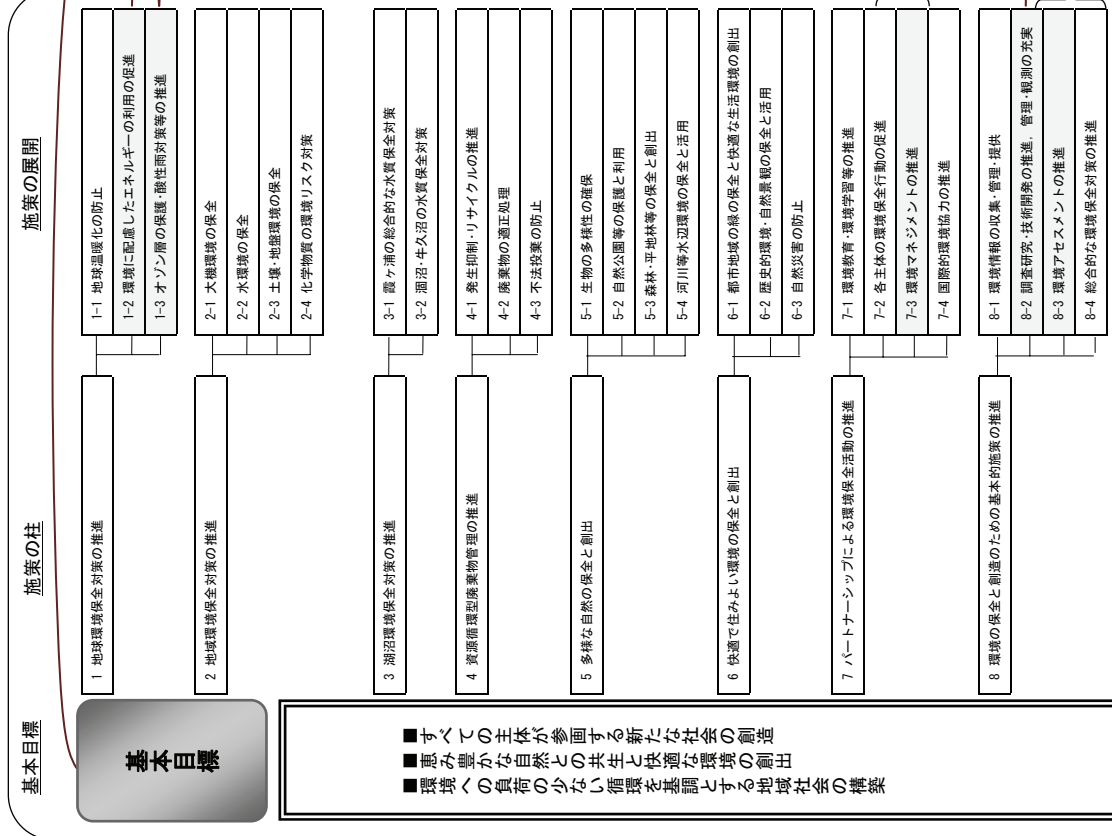
③環境基本計画は、あらゆる環境に関する計画の上位計画にあることから、それらとの関係を明確にするため、「第5節 環境基本計画と各種個別計画との関係」を追加

④環境基本計画が目指す環境の将来像や基本目標、環境保全対策に大きな地域差は生じていないことから、地域編を廃止

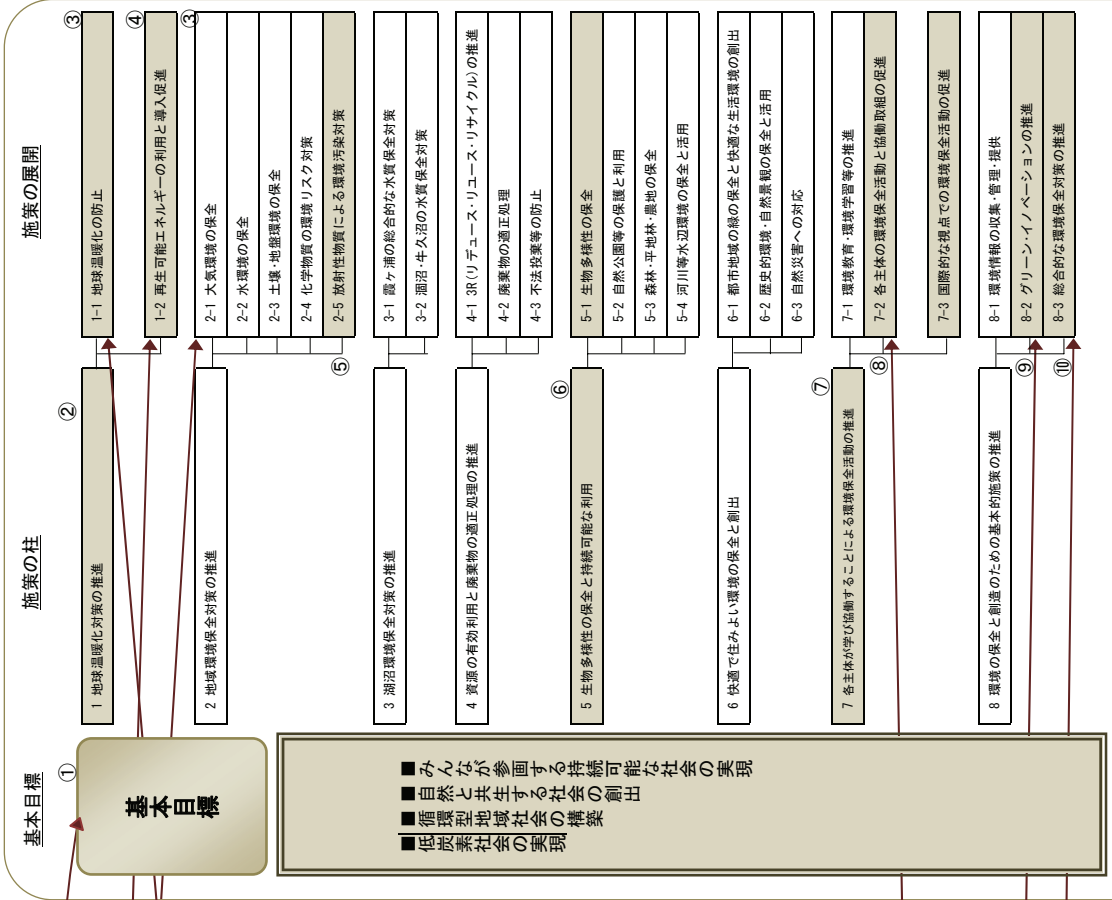
⑤施策の見直し等に活用した、県民や事業所に対して行ったアンケート結果を追加

資料 5 茨城県環境基本計画の施策体系(前計画と第3次計画の対照図)

●前計画の施策体系●



●第3次計画の施策体系●



- ①基本目標に「低炭素社会の実現」を追加
- ②「地球温暖化対策の推進」に変更
- ③「オゾン層の保護・酸性雨対策等の推進」は、「フロン対策は地球温暖化、酸性雨は大気環境の施策として位置付け
- ④県総合計画において、「再生可能エネルギーの導入促進」が低炭素社会の実現に向けた取組として位置付けられていることから施策として追加
- ⑤「放射性物質による環境汚染対策」を追加
- ⑥生物多様性基本法の制定により生物多様性の保全を強化
- ⑦改正環境教育促進法との整合
- ⑧「環境マネジメントの推進」を「各主体の環境保全活動と協働取組の促進」の一施策として統合
- ⑨国の第四次環境基本計画や県総合計画において、「グリーン・イノベーションの創出」が低炭素社会の実現に向けた取組として位置付けられていることから施策として追加
- ⑩「環境アセスメントの推進」を「総合的な環境保全対策の推進」に統合

資料 6 策定の経緯

平成 24 年	2 月 2 日	第 2 回 環境審議会	・環境審議会へ「第 3 次茨城県環境基本計画について」知事から 諮問
	6 月 26 日	第 1 回 茨城県環境基本計画策定小委員会	・前計画の点検結果及び計画の構成・施策体系について検討 ・計画の基本的考え方について検討
	7 月 20 日	第 1 回 環境審議会	・前計画の点検結果及び計画の構成・施策体系について審議
	8 月 31 日	第 2 回 茨城県環境基本計画策定小委員会	・第 3 次計画の施策の展開及び環境指標について検討
	11 月 9 日	第 3 回 茨城県環境基本計画策定小委員会	・第 3 次計画(素案)について検討 (具体的施策及びいばらきエコ・プロジェクトについて検討)
	11 月 21 日	第 2 回 環境審議会	・第 3 次計画(素案)について審議
	12~1 月	第 3 次計画(案)のパブリックコメントの実施	・県及び環境政策課ホームページで公表 ・行政情報センター, 環境政策課, 各県民センターで縦覧 (12 月 21 日~1 月 21 日)

平成 25 年	2 月 1 日	第 4 回 茨城県環境基本計画策定小委員会	・第 3 次計画(答申案)について検討
	2 月 13 日	第 3 回 環境審議会	・第 3 次計画(答申案)について審議 ・「第 3 次茨城県環境基本計画について」知事に答申
	3 月 22 日	「第 3 次茨城県環境基本計画」の決定	

資料 7 茨城県環境審議会 委員名簿

(任 期) 平成 23 年 5 月 1 日から平成 25 年 4 月 30 日まで
(50 音順, 敬称略)

1. 委員

	氏 名	職 名	専門部会
1	及川ひろみ	認定 NPO 法人穴塚の自然と歴史の会理事長	
2	大迫 政浩	(独)国立環境研究所 資源循環・廃棄物研究センター長	
3	小田部 卓	(株)茨城新聞社代表取締役社長	
4	神達 岳志	茨城県議会議員	
5	黒田 久雄	茨城大学農学部地域環境科学科教授	霞・水
6	小林 久	茨城大学農学部地域環境科学科教授	
7	杉浦 則夫	筑波大学大学院生命環境科学研究科教授	霞・水・公
8	○ 須藤 隆一	東北大学大学院工学研究科客員教授	霞・水
9	百目鬼明子	弁護士	公
10	中杉 修身	元上智大学教授	霞・公
11	成田 昇	(社)茨城県経営者協会環境委員長	
12	白田 信夫	茨城県議会議員	
13	原口 弥生	茨城大学人文学部社会科学科准教授	
14	平間 敬文	(社)茨城県医師会常任理事	
15	福島 武彦	筑波大学大学院生命環境科学研究科教授	霞・水
16	真山 淑枝	(社)霞ヶ浦市民協会理事	
17	溝口 輝明	茨城県中小企業団体中央会理事	
18	三村 信男	茨城大学広域水圏環境科学教育研究センター教授	
19	吉田 彰宏	茨城沿海地区漁業協同組合連合会専務理事	
20	若松 伸司	愛媛大学農学部生物環境保全学教授	
21	◎ 和田祐之介	茨城県商工会議所連合会会長	

◎ : 会長 ○ : 副会長

2. 特別委員

	氏 名	職 名	専門部会
1	会田 真一	茨城県市長会会長 (守谷市長)	
2	中川 清	土浦市長	霞
3	保立 一男	神栖市長	
4	鬼沢 保平	鉾田市長	霞
5	井川 義孝	農林水産省関東農政局生産部長	霞・水
6	泊 宏	国土交通省関東地方整備局河川部長	霞・水

(専門部会) 霞…霞ヶ浦専門部会 水…水質環境基準類型指定専門部会 公…公共用水域・地下水の水質汚染事案対策専門部会

資料 8 茨城県環境基本計画策定小委員会 委員名簿

(任 期) 平成 24 年 3 月 5 日から平成 25 年 2 月 13 日まで
(50 音順, 敬称略)

	氏 名	所属・職名	
1	内 山 洋 司	筑波大学大学院システム情報工学研究科教授	
2	大 迫 政 浩	(独)国立環境研究所 資源循環・廃棄物研究センター長	審議会委員
3	小 管 次 男	茨城生物の会 会長	
4	富 岡 典 子	国立環境研究所地球環境研究センター 湖沼・河川環境研究室 主任研究員	
5	◎ 中 杉 修 身	元上智大学教授	審議会委員
6	成 田 昇	(社)茨城県経営者協会環境委員長	審議会委員
7	埴 佳 樹	市町村行政代表 (土浦市民生活部長)	
8	○ 原 口 弥 生	茨城大学人文学部社会科学准教授	審議会委員
9	北 條 勝 彦	NPO 法人茨城県環境カウンセラー協会理事長	

◎:委員長 ○:副委員長

資料 9 茨城県環境基本条例

平成 8 年 6 月 25 日
茨城県条例第 48 号

茨城県環境基本条例を公布する。

茨城県環境基本条例

《目次》

第 1 章 総則(第 1 条—第 8 条)

第 2 章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第 1 節 環境基本計画等(第 9 条・第 10 条)

第 2 節 県が講ずる環境の保全及び創造のための施策等(第 11 条—第 28 条)

第 3 節 地球環境保全の推進(第 29 条・第 30 条)

第 4 節 霞ヶ浦流域の総合的な環境の管理(第 31 条)

第 3 章 国及び他の地方公共団体との協力等(第 32 条・第 33 条)

《付則》

私たちのふるさと茨城は、180 キロメートルに及ぶ海岸線、霞ヶ浦、筑波山に代表される豊かな水、緑の山野に恵まれ、先人たちのたゆまぬ努力と進取の精神により、自然との調和の中で今日の豊かな生活を築いてきた。

しかしながら、近年の都市化の進展や県民の生活様式の変化等に伴い、生活の利便性が高まる一方で、資源やエネルギーを大量に消費する社会経済活動に起因して、都市・生活型公害や廃棄物の問題が生じている。

また、日常生活や事業活動に伴う環境への負荷が、自然の復原力を超えるまでに大きくなりつつあり、一地域の環境に影響を及ぼすにとどまらず、地球の温暖化、海洋の汚染等地球規模の環境問題までの広がりを持つに至り、世代を超えた影響も懸念されている。

ここに、健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受する権利を有するとともに、その豊かで美しい環境を将来の世代に引き継いでいく責務を有する私たちは、人類の存続の基盤である地球の環境の有限性及びぜい弱性を深く認識し、世界の事象や知見に目を開き耳を傾けるとともに、世界の各地との共感的理解に基づく連携と役割の分担を目指しつつ、県民、事業者及び地方公共団体が連携し、協力し合って、良好な環境を保全し、進んでやすらぎと潤いのある快適で住みよい環境を創造していくことを決意し、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに、人類の福祉に貢献することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「地球環境保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であつて、人類の福祉に貢献するとともに県民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

3 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴つて生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によつて、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 現在及び将来の県民が恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、人類の存続の基盤である限りある環境が将来にわたって維持されること。
- (2) 人と自然が共生し、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会が構築されること。
- (3) すべての者が参加し、公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に取り組まれること。
- (4) 地球環境保全が人類共通の課題であるとともに県民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保するうえでの課題であること及び地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっていることにかんがみ、地球環境保全は、本県の経験、技術等を生かして国際的な連携及び協力の下に、すべての者の参画と行動により、積極的に推進されること。

(県の責務)

第4条 県は、前条に掲げる基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、次に掲げる事項に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- (1) 大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素の良好な状態の保持及び野生生物の種の保存その他の生物の多様性の保全に関すること。
- (2) 森林及び緑地の保全、良好な景観の形成、歴史的文化的遺産の保全その他の人と自然との豊かな触れ合いの確保に関すること。
- (3) 公害の防止、保全すべき自然環境の適正な保全に支障を及ぼす行為の防止、災害の防止、水道水源地域の汚染の防止その他の環境の保全上の支障の防止に関すること。
- (4) 上下水道、廃棄物処理施設、公園、緑地その他の環境の保全及び創造に資する施設の整備に関すること。
- (5) 環境への負荷の少ない土地の合理的かつ適正な利用に関すること。
- (6) 資源の循環的な利用、エネルギーの使用の合理化並びに廃棄物の減量化及び適正な処理の促進に関すること。
- (7) 地球環境保全の推進に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関すること。

(市町村の責務)

第 5 条 市町村は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に関し、県の施策に配慮しつつ当該市町村の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第 6 条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。この場合において、事業者は、特に次に掲げる事項に配慮するものとする。

- (1) 事業の内容、地域の状況等を勘案して、環境の保全上の支障が生じないように、工場、事業所等を設置し、及び事業活動を行う場所を選定すること。
 - (2) 再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料等を利用する措置を講ずること。
 - (3) 事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように、必要な措置を講ずること。
 - (4) 前号に定めるもののほか、事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減が図られることとなるように、必要な措置を講ずること。
 - (5) 事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するために必要な情報を提供すること。
- 2 前項に定めるもののほか、事業者は、県及び市町村が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。

(県民の責務)

第 7 条 県民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、県民は、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、県及び市町村が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。

(年次報告等)

第 8 条 知事は、毎年、議会に、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

- 2 知事は、毎年、前項の報告に係る環境の状況を考慮して講じようとする施策を明らかにした文書を作成し、これを議会に提出するとともに、これを公表しなければならない。

第 2 章 環境の保全及び創造に関する基本的施策**第 1 節 環境基本計画等**

(環境基本計画)

第 9 条 知事は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- (1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の大綱
 - (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 知事は、環境基本計画を定めるに当たっては、県民の意見を反映することができるように、必要な措置を講ずるものとする。
- 4 知事は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ茨城県環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 5 知事は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(施策の方針等)

- 第10条 県は、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、各種の施策相互の連携を図りつつ環境基本計画に基づき総合的かつ計画的に行わなければならない。
- 2 県は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図ること等により環境への負荷が低減されるように行わなければならない。

第2節 県が講ずる環境の保全及び創造のための施策等

(多様な自然環境の体系的な保全及び創造)

- 第11条 県は、山地、山間地、平地、河川・湖沼、沿岸・海域等の県土空間における多様な自然環境を、自然の生態系がもつ環境の保全能力が維持されるように、地域の自然的社会的条件に応じて、体系的に保全し、及び創造するために必要な措置を講ずるものとする。

(森林及び緑地の保全等)

- 第12条 県は、人と自然が触れ合う緑豊かな県土の形成を図るため、森林及び緑地の保全、緑化の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 県は、野生生物の生息空間の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の保全を図られるように、必要な措置を講ずるものとする。

(良好な景観の形成等)

- 第13条 県は、自然環境に配慮した良好な景観の形成及び歴史的文化的遺産の保全を図られるように、必要な措置を講ずるものとする。

(規制等の措置)

- 第14条 県は、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる規制の措置を講じなければならない。
- (1) 公害を防止するために必要な規制の措置
 - (2) 自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、その支障を防止するために必要な規制の措置
- 2 前項に定めるもののほか、県は、環境の保全上の支障を防止するために必要な規制及び指導の措置を講ずるように努めなければならない。

(経済的措置)

- 第15条 県は、事業者及び県民がその行為に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境の保全及び創造のための適切な措置をとることを助長するため、必要かつ適正な助成、金融上の措置その他の措置を講ずるように努めるものとする。
- 2 県は、事業者及び県民がその行為に係る環境への負荷を自ら低減させることとなるよう誘導することにより環境を保全し、及び創造するため、環境への負荷に応じた適正な経済的負担を求める措置を講ずることについて調査及び研究を行い、その成果の適正な活用に努めるものとする。

(施設の整備その他の事業の推進)

- 第 16 条 県は、緩衝地帯その他の環境の保全上の支障を防止するための公共的施設の整備及び汚泥のしゅんせつその他の環境の保全上の支障を防止するための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 県は、廃棄物及び下水の処理施設、環境への負荷の低減に資する交通施設(移動施設を含む。)その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備並びに廃棄物の適正な処理、森林の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 県は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。
- 4 県は、前 2 項に定める公共的施設の適切な利用を促進するための措置その他のこれらの施設に係る環境の保全上の効果が増進されるために必要な措置を講ずるものとする。

(土地の合理的かつ適正な利用)

- 第 17 条 県は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業に係る構想又は計画の策定段階において環境への負荷の少ない合理的かつ適正な土地の利用に関し必要な調整その他の措置を講ずるものとする。

(環境影響評価の推進)

- 第 18 条 県は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全及び創造について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的利用等の促進)

- 第 19 条 県は、環境への負荷の低減を図るため、資源の循環的な利用、エネルギーの合理的な使用並びに廃棄物の減量化及び適正な処理が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 県は、県の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、資源の循環的な利用、エネルギーの合理的な使用並びに廃棄物の減量化及び適正な処理に率先して努めなければならない。

(県民の意見の反映)

- 第 20 条 県は、環境の保全及び創造に関する施策に、県民の意見を反映することができるように、必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全及び創造に関する教育、学習等)

- 第 21 条 県は、事業者及び県民が良好な環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、これに関する活動が促進されるように、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実その他必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の自発的な活動の促進)

- 第 22 条 県は、事業者、県民又はこれらの者で構成する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が自発的に行う自然環境の保全、公害の防止、地球環境保全その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(参加及び連携の推進)

- 第 23 条 県は、環境の保全及び創造を推進するに当たっては、民間団体等の自主的かつ積極的な参

加並びに国、地方公共団体及び民間団体等による相互の連携が基本となることにかんがみ、これらに必要な情報の収集、調査研究その他の参加及び連携の推進に資する措置を講ずるものとする。

(環境管理・監査等の促進)

第24条 県は、事業者が事業活動に係る環境への負荷の低減を図るために行う自主的な環境の保全及び創造に関する計画の策定、体制の整備等からなる環境管理・監査等の実施が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第25条 県は、前5条に掲げる事項を適切に推進するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する行動の事例その他の環境の保全及び創造に関し必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(調査研究体制の整備等)

第26条 県は、自然環境の保全、公害の防止、地球環境保全その他の環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な調査研究体制の整備並びに調査研究及び技術開発の推進及び成果の普及その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(監視、測定等)

第27条 県は、環境の状況を的確に把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

2 県は、前項の規定により把握した環境の状況を公表するものとする。

(公害に係る紛争の処理)

第28条 県は、公害に係る紛争の処理について円滑な解決を図るために必要な措置を講じなければならない。

第3節 地球環境保全の推進

(地球環境保全に資する行動の促進)

第29条 県は、地球環境保全が人類共通の課題であるとともに県民の現在及び将来にかかわる課題であることを認識し、県、市町村、事業者及び県民が、その役割に応じ、一体となって、環境への負荷を低減し、良好な環境の創造に資するため行動することを促進するため、必要な措置を講じなければならない。

(地球環境保全に関する国際協力)

第30条 県は、国際機関、国、他の地方公共団体及び民間団体等と連携し、地球環境保全に関する調査研究、情報の提供、技術の活用、人材の交流等により、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第4節 霞ヶ浦流域の総合的な環境の管理

第31条 県は、霞ヶ浦流域の総合的な環境の保全及び創造を図るため、霞ヶ浦及びその流域の河川の水質の汚濁を防止する施策、自然の水質浄化能力を保護及び活用する施策、その水源となる山林・平地林を保全する施策その他の霞ヶ浦流域の全体の環境を総合的に管理する施策を講じなければならない。

第3章 国及び他の地方公共団体との協力等

(国及び他の地方公共団体との協力)

第32条 県は、環境の保全及び創造を図るための広域的な取組を必要とする施策について、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(市町村への支援の措置)

第33条 県は、環境の保全及び創造を図るうえで市町村が果たす役割の重要性にかんがみ、市町村が実施する環境の保全及び創造のための施策のうち、必要と認めるものについて、財政的かつ技術的な支援措置を講ずるように努めるものとする。

《付則》

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(環境の整備保全に関する基本条例の廃止)

2 環境の整備保全に関する基本条例(昭和46年茨城県条例第38号)は、廃止する。

(茨城県公害防止条例の一部改正)

3 茨城県公害防止条例(昭和46年茨城県条例第39号)の一部を次のように改正する。
次のよう〔略〕

(茨城県地球環境保全行動条例の一部改正)

4 茨城県地球環境保全行動条例(平成7年茨城県条例第10号)の一部を次のように改正する。
次のよう〔略〕

資料 10 用語解説

あ

ISO14001

国際標準化機構(ISO)が制定した環境管理と改善の手法を標準化・体系化した国際規格。計画(Plan)をたて、実行(Do)し、点検評価(Check)し、見直し(Act)というPDCAサイクルを構築し、継続的に実施することで、環境への負荷の低減を図る。

ICT

情報通信技術 ; Information and Communication Technology の略称で「IT」とほぼ同義。

アスベスト

蛇紋石または角閃石の非常に細かい繊維状のもののこと。耐熱性、耐薬品性、電気絶縁性等に優れるため、工業用品から日用品まで広く使用されてきた。多量に吸入すると、肺がんや悪性中皮腫等を引き起こすとされる。

新しい公共

行政だけでなく、市民、NPO、企業等が積極的に公共的な財・サービスの提案及び提供主体となり、身近な分野において共助の精神で行う仕組み・体制・活動などのこと。

一酸化炭素(CO)

一般には、燃料の不完全燃焼によって発生し、都市では自動車の排出ガスが最大の発生源になる。血液中のヘモグロビンと容易に結合し、多量に吸入すると呼吸困難を引き起こすとされる。

一般廃棄物

廃棄物処理法の対象となる廃棄物のうち、産業廃棄物以外のもののこと。一般家庭から排出される家庭ごみ(生活系廃棄物)のほか、事業所などから排出される産業廃棄物以外の不要物(オフィスごみなど)も事業系一般廃棄物として含まれる。

茨城エコ事業所登録制度

地球温暖化や廃棄物の増加など、環境問題に対する意識向上のため、県で実施している登録制度のこと。環境負荷の低減に配慮した取組を積極的に実践している事業所を登録し、広く県民に紹介することにより、環境への負荷の少ない社会づくりを目指している。

茨城エコ・チェックシート

省資源、省エネ、節水の実践などエコライフに取り組むための知恵とヒントが数多く紹介された県で発行する家庭向けのチェックシートのこと。

いばらきエコドライブ推進協議会

エコドライブの普及促進を図るため、平成20年6月に運輸、経済団体、行政等の関係機関により設置された組織のこと。

茨城県希少野生動植物保護指針

県内に生息・生育する希少野生動植物のあり方について基本的な考え方を整理し、開発事業を行う際の手続きや今後実施すべき保護施策を定めたもの。

茨城県地球温暖化対策実行計画

地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3第3項の規定に基づく、本県の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する計画。平成23年4月策定。

いばらき・さとやま生活

里山など四季折々の豊かな自然環境に包まれた県北地域において、都市住民の方々が気軽に地域とふれあいながら、安心・快適なスローライフを思い思いに楽しむ悠々自適のライフスタイルのこと。

いばらき成長産業振興協議会

県内の企業や大学・研究機関、産業支援機関等が連携したネットワークを形成するとともに、分野別研究会活動を通じて、成長分野関連産業に係る交流や情報提供、分野進出の課題に関する調査研究などを行い、もって県内中小企業の成長分野進出を促進し、本県における成長産業の振興を図ることを目的として設立された協議会のこと。

いばらきゼロ・エミッション

ゼロ・エミッションとは、国連大学が提唱している廃棄物を全く出さない産業集団の形成を目指す構造のこと。ある企業からの廃棄物を、別の産業が原材料として使用する完全循環型の生産システムをさすもの。県では、生産や消費活動からの排出物を限りなくゼロに近づけることで、資源を有効活用し、環境負荷を伴わない社会を目指している。

エコ・アクション21

環境省が提唱する環境マネジメントシステム。環境パフォーマンス評価及び環境報告書を一気に統合した環境配慮のツールで、中小企業等においても容易に環境配慮の取組を進めることができるよう、認証取得の費用負担を軽くしているのが特徴。

エコ・カレッジ

地域や職場において環境教育や環境保全活動を推進するリーダーを育成するため、県が開催する環境講座。

エコショップ制度

県や市町村において、環境にやさしい商品の販売や簡易包装、ごみの減量化、リサイクル活動に積極的に取り組む小売店舗を「エコショップ」として認定する制度。

エコドライブ

「急発進や急加速をしない」や「アイドリング・ストップ」など環境負荷の軽減に配慮した自動車使用のこと。エコドライブにより自動車から排出される二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減につながり、燃料代の節約にもなる。

エコ農業茨城

農村の環境保全活動とあわせ、農業や化学肥料に頼りすぎず、環境への負荷をかけない農業を地域ぐるみで一体的に進める取組。

エコフロンティアかさま

茨城県笠間市にある日本最大規模の管理型産業廃棄物の最終処分場のこと。敷地内東側に溶融処理施設(発電所)、北東側に管理棟、西側に浸出水処理施設、中央～南側に最終処分場が配置されている。

エコライフ

省エネルギーや廃棄物の削減、リサイクルの推進など、環境保全に配慮した日常生活(ライフスタイル)のこと。

NPO

非営利団体・民間非営利団体; Non Profit Organization の略称で、NPO 法に基づき認証された NPO 法人のこと。ある目標のもとに社会的な事業を展開する、市民やボランティア活動などからなる組織のこと。

オゾン層

地球の成層圏に存在する比較的オゾン濃度の高い層で、太陽光に含まれる有害な紫外線の大部分を吸収し、地球上の生物を守る役割を果たしている。

温室効果ガス

地表から宇宙への赤外放射エネルギーを大気中で吸収して熱に変え、地球の気温を上昇(地球温暖化)させる効果を有する気体の総称。京都議定書では、二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)、パーフルオロカーボン類(PFCs)、六ふっ化硫黄(SF₆)の6物質が温室効果ガスとして排出削減対象となっている。

か

階段護岸

河川や海岸がレクリエーションの場として活用されるよう、人々が水際や河原に接近しやすくするために階段状に作られた護岸のこと。

外来生物

もともとその地域にいなかったのに、人間活動によって他地域から入ってきた生物のこと。外来生物の中には、農作物や家畜、ペットなどのように私たちの暮らしに欠かせない生物も多いが、一方で、地域の自然環境などに大きな影響を与える生物もいる。

霞ヶ浦検定

平成 20 年度より毎年行われている社団法人霞ヶ浦市民協会が主催する「霞ヶ浦」に関する検定のこと。初級・3 級・2 級・1 級のランクがある。

合併処理浄化槽

し尿と雑排水を併せて処理できる浄化槽のこと。生活排水は、河川などの水質汚濁の原因となっており、浄化槽法の改正により(平成 13 年度施行)、浄化槽の新設時には合併処理浄化槽の設置が義務付けられている。

可搬型モニタリングポスト

車両等により運搬し、野外等に設置して使用する空間放射線量率の測定装置のこと。測定データを携帯電話等で自動送信することにより、任意の地点の空間放射線量率を連続監視できる特徴を持っている。

環境アドバイザー派遣制度

地域における環境教育・環境学習を支援するため、県民が自主的に開催する学習会などに、県が委嘱する環境の専門家を講師として派遣する制度のこと。

環境いばらき

茨城県の環境に関する施策や情報を掲載したポータルサイトのこと。

環境影響評価(環境アセスメント)制度

事業者自らが、事業の実施が環境に及ぼす影響を事前に調査、予測及び評価をするとともに、環境の保全のための措置を検討し、この措置が行われた場合における環境に及ぼす影響を総合的に評価する制度のこと。

環境学習

環境と人間との関わりについて理解と認識を深め、環境の保全に対して責任のある行動がとれるようにすることを目的として、環境を学ぶこと。

環境教育

人間活動による自然破壊や環境への負荷が問題となっている現代において、環境の重要性を認識するとともに、環境を保全するための行動が必要であるという意識を広げていくことを目的とし、学校・家庭・企業等を通じて行う教育のこと。

環境試料

環境保全に関わる指標を算出する際に、検査や分析のために用いられるサンプルのこと。具体的には、土壌、湖や海の水、ほこりやちり、農畜産物・海産物などをさす。

環境配慮型商品・製品

廃棄量を少なくしたり、リサイクルしやすい工程にするなど、環境に与える影響を少なくするよう配慮した商品・製品のこと。再利用、再資源化、処理容易性、小型軽量、省電力、長期使用性、包装材のリサイクル等を商品開発の指針とする企業が増えていく。

環境保全率先実行計画(県庁エコ・オフィスプラン)

県自らが環境への負荷の低減を図るために策定した計画のこと。県では、エネルギーの合理的な使用や資源の循環的利用、廃棄物の減量化等に率先して取り組んでいる。

環境保全茨城県民会議

昭和47年3月に設立以来環境保全活動を行っている、広域団体・事業者・地域団体等で構成する公益団体のこと。

環境マネジメント

環境に関する経営方針(Plan)をたて、実施(Do)し、点検(Check)し、改善(Act)するというサイクル(PDCA サイクル)を体系的・継続的に実行していくことにより、企業等の組織が環境に与える影響を改善するための仕組みのこと。

環境リスク

人間活動によって、環境に加えられる負荷が、健康や生態系等に影響を及ぼす可能性のこと。

キッズミッション

県内の小学校において実施している子供向け環境プログラムのこと。子どもたちに、生活と身近な環境を知ってもらい、環境に配慮した生活習慣を身につけてもらうことを目的としている。

京都議定書

2008年から2012年の5年の間に、1990年と比較して先進国が取り組むべき温室効果ガスの削減目標を規定した文書のこと。1997年に京都市で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)において合意に至ったため京都議定書と呼ばれる。

揮発性有機化合物(VOC)

大気中で気体になりやすい有機化合物の総称のこと。トルエン、キシレンなど多種多様な物質が含まれる。VOCとは、volatile organic compoundsの略。

クリーンアップひぬまネットワーク

涸沼の美しい自然を保全し、将来に残していくため、平成13年3月に、流域住民・事業者・団体・行政が一体となって設立した団体の名称のこと。様々な活動を通じ、涸沼の水質浄化に取り組んでいる。

グリーン・イノベーション

総合科学技術会議の「平成22年度の科学技術に関する予算等の資源配分の方針」(平成21年10月8日)によれば、革新的な環境・エネルギー技術の研究開発の加速化・新技術の創出を行い、その研究開発成果の実利用・普及を強力に推進するために社会システムの転換を図り、これを通じて産業・社会活動の効率化、新産業の創造や国民生活の向上に資するものであり、わが国のみならず世界規模での環境と経済が両立した低炭素社会の構築に貢献するものとされている。

グリーン購入

商品やサービスを購入する際に必要性をよく考え、価格や品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先的に購入すること。

健康項目

環境基本法(平成5年)による水質汚濁に係る環境基準が定められた項目のこと。水質汚濁物質の中でも特に人体への有害性の強いものが項目として設定されている。

原子力オフサイトセンター

原子力災害対策特別措置法において指定された、原子力災害時に、国、県、市町村、原子力事業者、その他防災関係機関及び専門家など、関係者が一堂に会して情報を共有するとともに応急対策を決定するための拠点となる施設(緊急事態応急対策等拠点施設)のこと。

公害苦情相談員

県や市町村の公害苦情相談窓口にいる職員のこと。住民の苦情を聞き苦情処理に必要な調査を行うとともに、関係機関と連絡をとりあって、当事者に対し改善措置の指導、助言などを行う。

光化学オキシダント

工場、自動車などから排出される窒素酸化物や揮発性有機化合物(炭化水素)が、太陽光の紫外線により光化学反応を起こし生成されるオゾンやパーオキシアセチルナイトレートなどを主体とする酸化性物質の総称のこと。粘膜への刺激、呼吸への影響といった人の健康のほか、農作物など植物へも被害を与えます。光化学オキシダントに起因するスモッグを光化学スモッグという。

こどもエコクラブ

子ども達を中心となって、地域の中で仲間と一緒に地域環境に関する学習や具体的な取組、活動を実施するクラブのこと。子どもたちの環境保全に対する意識を醸成することを目的としている。

COP10

条約における締約国会議; Conference of the Partiesの10回目の会議の通称で、ここでは平成22年名古屋で開催された生物の多様性に関する条約の締約国会議のこと。

コミプラ

「コミュニティ・プラント」の略称で、厚生労働省の補助を受けて市町村が一般廃棄物処理計画に基づき設置する生活雑排水とし尿を集合処理する施設のこと。

さ

再生可能エネルギー

エネルギー源として持続的に利用することができるエネルギーの総称。具体的には、太陽光、風力、水力、波力、海流、地熱、太陽熱、バイオマスなどをエネルギー源として利用することをさす。

里山・里海

奥山自然地域と都市地域の間中に位置し、様々な人間の働きかけを通じて自然環境が形成されてきた地域をいい、集落を取り巻く二次林と、それらと混在する農地・ため池・草原・海等で構成される地域概念のこと。

サーマル・リサイクル

廃棄物を単に焼却処理せず、焼却の際に発生する熱エネルギーを回収し、その熱を利用すること。

産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら・汚泥・廃油・廃酸・廃アルカリ・廃プラスチックなど20種類の廃棄物をさす。産業廃棄物については、事業者自らの責任で、環境汚染が生じないように適正に処理することが義務づけられている。

酸性雨

大気中の硫黄酸化物や窒素酸化物が取り込まれ、pH(水素イオン濃度)5.6以下となった酸性の雨のこと。原因物質の排出源としては、工場や自動車からの排出ガスなどがある。

J-PARC

大強度陽子加速器施設; Japan Proton Accelerator Research Complex の略称。日本原子力研究開発機構と高エネルギー加速器研究機構が共同で東海村に建設・運営している世界最高性能の研究施設(平成20年供用開始)。宇宙誕生の謎探求から医薬品の開発研究まで、幅広い分野の研究が行われ、世界中の研究者に利用されている。

COD

化学的酸素要求量; Chemical Oxygen Demand の略称で、海域や湖沼の汚濁の度合いを示す指標のこと。水中の有機汚濁物質を酸化剤で分解する際に消費される酸化剤の量を酸素量(mg/L)に換算したものの。数値が大きいほど汚濁が進んでいる。

次世代エネルギーパーク

資源エネルギー庁では、地球環境と調和したエネルギーの在り方について、実際に見て触れる機会を増やし理解の促進を図るため、次世代エネルギー施設や体験施設等の整備を推進している。本県では、企業や研究機関等の協力を得て、県全体を「エネルギーパーク」としており、来訪者が次世代エネルギーを実感し、将来の環境やライフスタイルを考えるきっかけとなるようなモデルコースを提案している。

次世代自動車

「低炭素社会づくり行動計画」(平成20年7月閣議決定)において、ハイブリッド自動車(HV)、電気自動車(EV)、プラグイン・ハイブリッド自動車(PHV)、燃料電池自動車(FCV)、クリーンディーゼル自動車(CDV)、CNG自動車等とされている。二酸化炭素の排出削減や非化石エネルギー源の利用を進める上で有効とされている。

持続可能な社会

環境を壊すことなく、人類の消費を支えるための手段として、自然が再生する力やそのスピードに考慮しながら、人が利用する規模や早さを管理し、資源を使いきらないように配慮する社会のこと。

循環型地域社会

社会経済活動の全段階を通じて、資源やエネルギーの利用の面でより一層の効率化を図り、物質循環を確保することによって、環境への負荷を出来るだけ少なくし、循環を基調とする社会経済システムが実現した地域社会のこと。

親水性

水浴・水遊び・散歩・釣り等日常生活や観光、レクリエーションを通して、湖沼や河川などの水辺を眺めたり、その水に触れたりするなど、水辺環境に身近に親しむことができる機能のこと。

森林吸収源対策

森林のもつ二酸化炭素吸収機能を維持・向上させるためのさまざまな対策のこと。森林は、その成長とともに大気中の二酸化炭素を吸収・固定するため、地球温暖化防止の視点から重要な役割を果たしている。

森林湖沼環境税

森林や霞ヶ浦等をはじめとする湖沼・河川など本県の豊かな自然環境を守るため、平成20年から本県独自に導入した税制度。この財源を有効活用し、間伐などの森林の保全・整備や湖沼等の水質保全のための取組を重点的に行っている。

水源かん養機能

森林の土壌がもつ機能のこと。森林土壌は、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量をコントロールして洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させるとともに、雨水が森林土壌を通過することにより、水質が浄化される。

3R

ごみの量を減らすための取組で、①ごみの発生抑制(リデュース; Reduce)、②不要になったものの再利用(リユース; Reuse)、③ごみの再生利用(リサイクル; Recycle)の3つの頭文字を示したものの。

生活環境項目

環境基本法(平成5年)に定められた水質汚濁に係る環境基準で定められた項目のひとつで、生活環境の保全に関する基準のこと。河川・湖沼・海域の各公共用水域について、水道・水産・工業用水・農業用水・水浴などの利用目的に応じて設けられたいくつかの水域類型ごとに基準値が定められている。

生物多様性

地球上には人間だけでなく、さまざまな生きものが生きており、知られているだけでも175万種、未発見の種も含めるとその数は3000万種を超すともいわれているが、これらの生きものは生態系の中で関わり合い、支えあいながら生きている。こうした多種多様な生きものつながりのこと。生態系のバランスを維持するうえで重要であるばかりでなく、私たち人間の生活にも計り知れない恵みをもたらしている。

藻類バイオマスエネルギー

「藻(も)」といわれる植物が体内で作り出すオイルで、化石燃料に代わるエネルギーのこと。

た

ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾパラジオキシンとポリ塩化ジベンゾフランの総称のこと。ごく微量でも発がん性や胎児に奇形を生じさせる性質を持つといわれ、塩素を含むプラスチック類の燃焼等で発生する。

大好きいばらき県民会議

各地域での青少年・福祉・環境・生活等様々な分野の活動を団体・企業・行政がともに支え合い、やさしさとふれあいのある茨城を創る、大好きいばらき県民運動を推進する組織体のこと。

地球温暖化

大気中の二酸化炭素やメタンなどのガスは太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める効果があるが、近年、化石燃料の燃焼等の人間活動の拡大に伴い、大気中の温室効果ガスが増加することにより、将来地球の気温が上昇し、生活環境や生態系に大きな影響を及ぼすことが懸念されている。

地球温暖化防止活動推進センター

各地域の地球温暖化防止活動を推進するため、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、都道府県又は指定都市等に、一つに限って首長が指定する機関のこと。センターは、地球温暖化防止に関する広報啓発、民間団体や地域活動者への活動支援などを実施する。本県では、一般社団法人茨城県環境管理協会(旧 社団法人茨城県公害防止協会)を指定している。

鳥獣保護区

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき、野生鳥獣の保護・繁殖のために必要があると認めたととき、環境大臣または知事が指定するエリアのこと。狩猟による捕獲が禁止され、鳥獣の成育及び繁殖のために必要な施設などが設置される。鳥獣保護区のうち、特に鳥獣の繁殖に重要な箇所は特別保護地区として指定され、森林の伐採や工作物の設置など鳥獣の保護・繁殖に影響を及ぼすおそれのある行為が規制される。

つくば国際戦略総合特区

つくばにおける科学技術の集積を活用し、ライフイノベーション・グリーンイノベーションを推進し、我が国の国際競争力の強化に貢献することを目指す国際戦略総合特区。

※国際戦略総合特区：

規制、制度の特例措置、税制・財政・金融上の支援措置をエリア限定で総合的に実施し、我が国の経済成長のエンジンとなる産業・機能の集積拠点を形成することを目標とし、地方公共団体が申請し、国から指定される特別区域のこと。

TIA-nano 世界的ナノテク拠点

世界水準の先端ナノテク研究設備・人材が集積するつくばにおいて、産業界の協力を得て構築する世界的なナノテクノロジー研究・教育拠点。

低炭素社会

化石エネルギー消費等に伴う温室効果ガスの排出を大幅に削減し、世界全体の排出量を自然界の吸収量と同等レベルとしていくことにより、気候に悪影響を及ぼさない水準で、大気中の温室効果ガスを安定させると同時に生活の豊かさを実感できる社会。

特定外来生物

もともと日本にいなかった外来生物のうち、生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を及ぼすもので、「特定外来生物防止法」で指定された生物のこと。飼育・栽培・保管・運搬・販売・譲渡・輸入等が原則として禁止されており、既に定着しているものについては必要に応じて防除が行われる。

な

二酸化いおう(SO₂)

石油や石炭などの硫黄分を含んだ燃料の燃焼により発生するもの。呼吸器への悪影響があり、四日市ぜんそくなどの原因となったことで知られている。

二酸化窒素(NO₂)

物の燃焼によって発生するもの。比較的水に溶解しにくい性質があり、呼吸器系の疾患の原因となる。

は

バイオマス

石油などの化石資源を除く再生可能な生物由来の有機性資源のことで、太陽光、風力などとともに再生可能エネルギーのひとつとされる。種類としては、家畜排せつ物、食品廃棄物、建設発生木材、製材工場残材、下水汚泥などがある。

PRTR 制度

化学物質排出移動量届出制度、環境汚染物質排出移動登録制度 ; Pollutant Release and Transfer Register の略称で、有害性が疑われるような化学物質が、どこからどのくらい環境中へ排出されているか、廃棄物として移動しているかを把握し、集計・公表する仕組みのこと。

BOD

生物化学的酸素要求量 ; Biochemical Oxygen Demand の略称で、水中の有機物が微生物により分解されるときに消費される酸素の量をさし、河川の水の汚染状況を表すのに用いられる。一般にこの値が大きいとその水の有機物による汚濁が進んでいることを示す。

浮遊粒子状物質(SPM)

浮遊粒子状物質 ; Suspended Particulate Matter の略称。大気中に漂う粒径 10 μm (1 μm=0.001mm) 以下の代表的な大気汚染物質。物の破碎や選別、土砂の巻き上げ、燃料の燃焼過程などで発生し、粒径により呼吸器系の各部位へ沈着し人体に影響を及ぼす。

微小粒子状物質(PM2.5)

浮遊粒子状物質(SPM)の中でも、粒径 2.5 μm 以下の小さなものこと。粒径が小さくなる事から肺の奥まで入りやすく健康への影響も大きくなり、発がん性も懸念されている。

フロン類

フッ素を含む炭化水素の総称。無害で安定した物質であるため、冷媒・洗剤・発泡剤などに使われますが、大気中に放出されるとオゾン層の破壊や温暖化の原因となる。

放射線

ウランなど、原子核が不安定で壊れやすい元素から放出される高速の粒子(アルファ粒子、ベータ粒子など)や高いエネルギーを持った電磁波(ガンマ線)、加速器などで人工的に作り出されたX線、電子線、中性子線、陽子線、重粒子線などのこと。

ま

緑の基本計画

都市緑地法に基づき、市町村が策定する「緑地の保全や緑化の推進に係る基本計画」の通称で、樹林地・草地・水辺地などにおいて、緑地の適正な保全と緑化の推進に関する目標や講ずる施策について定めるマスタープランのこと。従前の「緑のマスタープラン」と「都市緑化推進計画」を統合・拡充したもので、都道府県だけでなく区市町村でも策定できるようになっている。

緑の循環システム

「木を植え、育て、伐採し、木材を有効活用する」ことで、林業・木材産業の活性化と森林のもつ公益的機能を維持するシステムのこと。

モーダルシフト

トラック等による幹線貨物物流を、環境負荷の少ない大量輸送機関である鉄道貨物輸送・内航海運に転換すること。

モビリティ・マネジメント

多様な交通施策を活用し、個人や組織・地域のモビリティ(移動状況)が社会にも個人にも望ましい方向へ自発的に変化を促す取組のこと。様々な運用施策やシステムの導入や改善、実施主体となる組織の改変や新設等を持続的にかしこく展開していくこと。

や

有害大気汚染物質

継続的に摂取される場合に人体の健康を損なう恐れがある物質で大気の汚染の原因となるもの。

ら

ラムサール条約

「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」の略称のこと。条約が採択された際の会議開催地がイランのラムサールであるため、「ラムサール条約」と呼ばれている。湿地に生息する動植物の保全を促し、湿地の適正な利用を進めることを目的としている。国内の登録湿地は 46 箇所、県内では渡良瀬遊水地が平成 24 年 7 月に初めて登録された。

類型指定

水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準について、「環境基本法」に基づき、河川、湖沼及び海域の利用目的に応じた水域類型を指定すること。

レジ袋の無料配布中止の取組

地球温暖化対策やごみの減量化を進めるため、スーパーマーケットなどにおけるレジ袋の無料配布を中止し、レジ袋を削減する取組のこと。茨城県では、事業者や環境団体等と協定を締結して、県全域でこの取組を実施している。

レッドデータブック/レッドリスト

絶滅のおそれのある野生生物種の情報をまとめた資料のこと。1966年にIUCN(国際自然保護連合)が発行したものに始まり、現在は、世界の多くの国や団体等が独自にレッドデータブックを作成している。レッドリストは、既に絶滅したと考えられる種や絶滅のおそれのある種を生物学的な観点から絶滅の危険度を評価しリストにまとめたもの。このレッドリストに掲載された種について、その生息状況や存続を脅かしている原因等を詳しく解説したものがレッドデータブックである。県でも、レッドデータブックを作成し、県内の希少野生生物保護のため広く活用を図っている。

第3次茨城県環境基本計画

発行年月／平成 25 年 3 月

発 行／茨城県生活環境部環境政策課

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

TEL 029-301-1111



この冊子は再生紙を使用しています。



茌城県